

緑区防災計画

風水害対策編

MIDORI 2021

横浜市緑区 令和3年3月 改訂

はじめに



緑区防災計画「風水害対策編」について、要援護者利用施設への「避難確保計画の作成・報告」の義務化、避難情報の名称変更、感染症対策・火山災害対策の追加・拡充などの改定を行いました。

風水害に関しては、近年、大型台風による局地的な集中豪雨や大きな竜巻などによる被害が全国いたる所で発生しています。最近では令和元年9月の台風第15号、10月の台風第19号と2つの大型台風が関東を通過し、多くの被害をもたらしました。暴風等による電柱などの倒壊により、千葉県で長期にわたる大規模停電が起きたほか、多摩川など多くの河川で氾濫による堤防の決壊等が発生し、市民生活に多大な影響が出ました。緑区においても家屋損壊や倒木などによる被害が発生し、台風第19号では避難勧告を発令し、区内で400人以上もの方々が9か所の避難場所へ避難しました。

令和2年になってからは、新型コロナウイルス感染症という大きなリスクが加わりました。感染症が拡がるなかで災害が発生した時に、従来の避難行動をとると、新たなリスクが発生します。そのため分散避難の周知・啓発や安全な避難場所の開設・運営、資器材の整備等がとて重要になっています。

この計画に基づき、「災害に強いまちづくり」のさらなる実現に向け、区民の皆さまや防災関係機関等との連携を一層深め、地域防災力や行政の即応力を更に強化するなど、総合的に風水害対策を推進していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご提言や全面的なご協力をいただきました自治会、防災関係団体、防災関係機関の皆さまに心から感謝いたします。

令和3年3月

緑区長 岡田 展生

目次

第1部：総則

第1章	緑区防災計画の目的	1
第2章	緑区の概況	1
	第1節 自然的条件	1
	第2節 社会的条件	2
第3章	災害の想定	3
	第1節 災害の種別	3
	第2節 災害の規模	3

第2部：災害予防計画

第1章	緑区の災害警戒区域	4
	第1節 浸水想定区域等	4
	第2節 土砂災害警戒区域等	4
	第3節 市民への周知	4
第2章	防災力強化の取組	5
	第1節 情報収集・伝達体制、システム等の整備	5
	第2節 浸水想定区域等における警戒避難体制の整備	7
	第3節 土砂災害警戒区域等に対する警戒避難体制の整備	7
第3章	消防力の強化	8
	第1節 消防体制の整備	8
	第2節 災害警戒区域等の実態把握	8
	第3節 協力体制の整備	8
第4章	資機（器）材の整備	9
	第1節 水防用資機材の整備	9
	第2節 土砂災害活動資材の整備	9
	第3節 医療救護活動用医薬品の整備	9
第5章	指定緊急避難場所と指定避難所の指定等	10
	第1節 指定緊急避難場所	10
	第2節 指定避難所	10
	第3節 帰宅困難者の一時滞在施設	10
	第4節 福祉避難所	10
第6章	災害に強い人づくり	11
	第1節 職員に対する訓練及び研修の実施	11
	第2節 区民等への防災・減災の普及啓発	11
	第3節 区内公立小中学校との連携	11
	第4節 ボランティアとの協力体制	11
	第5節 竜巻等の突風災害に関する知識の普及	12
第7章	災害に強い地域づくり	14
	第1節 緑区災害対策連絡協議会の設置	14
	第2節 自主防災組織の強化	14
	第3節 地域防災拠点運営委員会	15
	第4節 地区防災計画	16
	第5節 要援護者対策	16
	第6節 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の 要配慮者利用施設の防災対策の促進	18
	第7節 社会福祉施設における対策	20

第8節	外国人等に対する支援策	20
第9節	事業者の防災対策	21
第8章	区民及び地域の役割（自助・共助）	22
第1節	各家庭での対策	22
第2節	地域での対策	22
第3節	災害時の対策	23
第9章	帰宅困難者の安全確保	24
第1節	帰宅困難者の発生抑制	24
第2節	主要駅周辺等における混乱防止	24
第3節	帰宅困難者への支援	24
第4節	帰宅困難者一時滞在施設検索システム（一時滞在 NAVI）	24

第3部：区本部における応急対策

第1章	応急活動基本方針	25
第2章	防災組織体制	26
第1節	緊急時初動対応グループ体制	26
第2節	区役所と消防署の連携	26
第3節	区災害対策警戒本部の設置	27
第4節	区災害対策本部の設置	30
第3章	職員の配置・動員	37
第1節	職員の配備体制	37
第2節	職員の動員体制	38
第4章	情報の収集、伝達	39
第1節	情報受伝達方針	39
第2節	情報の種類	39
第3節	気象庁の行う気象等予報・警報	40
第4節	情報受伝達体制等	43
第5節	土砂災害警戒情報の受伝達	44
第6節	水防警報の種類、内容及び発表基準等	45
第7節	鶴見川洪水予報の受伝達	47
第8節	災害情報の収集、報告及び記録	48
第9節	災害時広報・報道	49
第10節	広聴・相談活動	49
第5章	防災関係機関等との相互連携	50
第6章	区内公共施設への災害時の対応	50
第1節	基本的事項	50
第2節	応急活動	50
第7章	災害種別ごとの応急対策	51
第1節	水防活動	51
第2節	土砂災害応急対策	52

第4部：台風接近前の応急対策

第1章	情報収集と分析	54
第1節	情報収集ツール	54
第2節	情報分析	54
第2章	初動体制の事前検討	55
第1節	情報分析結果に基づいた被害予測	55
第2節	警報等発表予測	55
第3節	参集者の選定	55

第4節	防災宿日直の運用	55
第5節	情報共有の徹底	55
第3章	避難勧告等の発令が予想される場合の事前調整	56
第1節	被害が発生するおそれのある地域への広報活動	56
第2節	指定緊急避難場所、指定避難所の選定	56
第3節	施設管理者への連絡	56
第4節	情報発信の準備	56
第5節	災害対応車両の配車計画	56

第5部：避難と受入れ

第1章	避難勧告等	57
第1節	避難行動の考え方	57
第2節	避難勧告等	57
第3節	避難勧告等の発令	58
第4節	避難勧告・避難指示（緊急）等の伝達及び避難誘導	60
第2章	警戒区域の設定及び立ち退き	63
第3章	指定緊急避難場所の開設・運営	63
第4章	指定避難所への被災者の受入れ・運営	63
第5章	帰宅困難者対策	65
第6章	物資の供給	66
第1節	供給方法	66
第2節	備蓄物資で不足する場合の食料調達	66
第7章	災害医療	67
第1節	災害医療における指揮統制	67
第2節	医療救護活動	67
第3節	保健衛生活動	68
第4節	医薬品等の備蓄及び調達等	68
第8章	生活衛生	68
第1節	動物の保護収容（避難所でのペット対策）	68
第2節	防疫対策	68
第9章	感染症患者への対応	69
第10章	ごみ・し尿処理等	69
第1節	基本的な考え方	69
第2節	風水害の発生が予想される場合	69
第3節	ごみ処理	69
第4節	し尿処理	70

第6部：行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1章	行方不明者の把握	71
第1節	届出の受理	71
第2節	行方不明者の調査・確定	71
第3節	後方支援活動	71
第2章	遺体の取扱い	71
第1節	遺体安置所	71
第2節	遺体の取扱い	72

第7部：雪害対策

第1章 想定される災害	73
第2章 応急対策	73
第1節 防災組織体制	73
第2節 応急活動	75
第3章 業務内容	75
第1節 区本部	75
第2節 土木事務所地区隊	75

第8部：被災者の生活援護と被害調査

第1章 市民生活の安定・復旧	77
第2章 被害認定調査と罹災証明	77
第1節 被害認定調査	77
第2節 罹災証明書の発行及び罹災台帳の作成	77

第9部：火山災害対策

第1章 被害予測	78
第1節 火山の噴火による影響	78
第2節 降灰予測	79
第3節 火山灰による被害	79
第2章 災害予防	81
第1節 火山情報の伝達体制	81
第2節 災害応急対策への備え	83
第3章 応急・復旧対策	84
第1節 災害対策本部等の設置	84
第2節 庁舎等の保全・機能確保	87
第3節 被害情報等の受伝達	87
第4節 避難	88
第5節 救援・救護・市民生活の安定	88
第6節 火山灰の収集及び処分等	89

第1部：総則

第1章 緑区防災計画の目的

本計画は、横浜市防災計画「風水害等対策編」の区別計画として、緑区における風水害への備えや、風水害が発生した場合の区役所及び区民のための基本的な計画です。

この計画は、人命を守ることを最優先とした「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を目標として、緑区の地域の実情を踏まえた計画としており、区民、防災関係機関等のそれぞれの役割を明確にし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ること、また、台風及び集中豪雨などが発生した場合でも、その被害をできるだけ軽減することを目的としています。

第2章 緑区の概況

第1節 自然的条件

緑区は、市の北西部に位置し、鶴見川とその支流の恩田川に沿うように、東西に細長い区域となっています。東は港北区と隣接し、南は神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区と隣接、西は町田市、北は青葉区、都筑区に接しており、面積は約 25.5k m²です。区名のとおり緑が豊富で、緑被率（区の面積に対する緑地の割合）は 40.6%と 18 区中一番高い数値（令和元年度調査）になっています。

1 崖の現況

緑区には崖崩れのおそれのある崖地として、急傾斜地崩壊危険区域（緑区内 27 箇所）と、土砂災害警戒区域（緑区内 113 箇所）が神奈川県により指定されています。また、緑区内の崖地は約 630 箇所（市調査）あります。

2 河川の現況

緑区の河川は、区域の北東部を鶴見川、中央部を鶴見川の支川である恩田川が流れ、さらに主な支川として梅田川、鴨居川が流れています。



- ※○横浜市水位計及び河川監視カメラ設置橋：住撰橋（岩川）、神明橋（梅田川）
- 国土交通省水位計及び神奈川県河川監視カメラ設置橋：落合橋（鶴見川）
- 国土交通省簡易型河川監視カメラ：恩田川・梅田川合流地点

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯

人口は約 18 万人、世帯数は約 8 万 3 千世帯で、本市人口の約 4.8%を占めています（令和 2 年 9 月現在）。また、昼間人口は夜間人口の約 81%（平成 27 年度国勢調査値）で、居住型の地域であり、災害発災時刻により被害規模が異なることが予想されます。

2 土地利用

土地利用として、市街化区域が 59.8%（令和元年）を占めています。また、長坂谷公園及び玄海田公園など大規模な公園があり、公園面積は 125.8ha と市内第 5 位、田や樹園地の面積は市内第 2 位（平成 30 年度統計選挙係データ）となっています。

3 道路・交通

道路は国道 246 号及び環状 4 号、県道丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）、山下長津田線などが主要幹線道路として使われ、西部には、東名高速道路が南北に通っています。また令和 2 年 3 月は首都高速横浜北西線が開通しました。

鉄道は、J R 横浜線が東西に通り、4 駅（長津田・十日市場・中山・鴨居）設置されています。また、長津田駅には東急田園都市線及びこどもの国線が接続し、中山駅には市営地下鉄グリーンラインが接続しています。

第3章 災害の想定

第1節 災害の種別

- 1 浸水（洪水、雨水出水）による災害
- 2 崖崩れ、土砂災害
- 3 暴風、竜巻等の突風による災害
- 4 雪害
- 5 火山災害

第2節 災害の規模

近年、気候変動の影響などから局地的大雨などの異常な気象現象が頻発しています。風水害等による被害の発生は、発生に至る要因として、気象、地象、水象状況とこれらと関連した危険要素の複合等様々な態様が考えられるほか、発生のメカニズムにおいても不明な点が多いため、細部にわたる被害の予測を具体的な数量として算出することは極めて困難です。

本計画では、過去に本土を襲った最大級の台風（伊勢湾台風級の大型台風）や、これまで富士山で発生した最大規模の噴火（※）、法令に基づいて設定する浸水想定区域の前提となる降雨などの、過酷な自然現象による風水害等の態様を勘案し、被害の発生の可能性が予測される区域の状況を想定することで、災害への対策を行うこととします。

※ 平成16年に「富士山ハザードマップ検討委員会」で想定された噴火。対象とする噴火、被害の想定に関しては第9部に記載のとおり。

また、河川の氾濫等による水害について、次表のとおり、水防法第14条に基づき指定される洪水浸水想定区域等の、指定の前提となる降水量等が定められています。

計画規模（河川施設整備の目標とする降雨）

水系	指定の前提となる降水量	年超過確率 ^{※1}	該当区
鶴見川	流域の2日間総雨量 405mm	1/150	鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区

想定最大規模（想定し得る最大規模の降雨^{※2}）

水系	指定の前提となる降水量	年超過確率	該当区
鶴見川	流域の48時間総雨量 792mm	1/1000	鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区

※1 年超過確率1/100である場合、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率は1%（1/100）となる。

※2 想定し得る最大規模の降雨：おおむね1000年に一度程度の大雨を上回る降雨量

なお、雨水出水浸水想定区域の設定の前提となる降水量は別途定めることとされており、検討がなされています。

第2部：災害予防計画

第1章 緑区の災害警戒区域

第1節 浸水想定区域等

緑区には浸水のおそれがある区域として、次の二つの区域が存在します。区内に津波や高潮による浸水が想定される区域はありません。

1 洪水による浸水区域

想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。

2 内水による浸水区域

大雨時に想定される下水道や水路に起因した浸水の広がる範囲を示したものです。

第2節 土砂災害警戒区域等

緑区内の崖崩れのおそれがある場所として、次の二つの区域が存在します。

1 急傾斜地崩壊危険区域（神奈川県が指定）【緑区：29箇所】（令和2年9月末現在）

- (1) 崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上で高さが5m以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者に危害が生ずるおそれがあるもの
- (2) (1)に隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域

2 土砂災害警戒区域（神奈川県が指定）【緑区：113区域】

急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、政令で定める基準に基づき県知事が「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」を指定します。

「土砂災害警戒区域」では、市が当該区域における警戒避難体制の整備を図ることが義務づけられています。「土砂災害特別警戒区域」では、「土砂災害警戒区域」と同様の警戒避難体制の整備を行うとともに、一定の開発行為を行う際に県知事の許可が必要となるほか、建築基準法に基づく建築確認の際に建物構造上で土砂災害対策が施されているかどうかの確認を行うなどの制限事項が定められています。

なお、横浜市内には急傾斜地の崩壊に係る「土砂災害特別警戒区域」の指定が県により進められており、緑区は基礎調査結果（区域図(案)）が公示されています。（令和2年10月現在）また市は、市内約9800箇所の土砂災害警戒区域内の崖地に対し、地質の専門家による現地調査を行い、その結果を踏まえ、崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地を「土砂災害警戒情報の発表とともに避難勧告を発令する対象区域」として選定します。

対象区域は横浜市ホームページで公表しています。

第3節 市民への周知

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害予想範囲を地図化したもので、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域も図示しています。

現在、横浜市では、土砂災害、洪水、内水のハザードマップを作成し、公表しています。

各マップは、横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」から確認できます。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

第2章 防災力強化の取組

第1節 情報収集・伝達体制、システム等の整備

災害応急対策を実施するにあたって必要な気象情報、水防警報、被害状況及びその他災害に関する情報を迅速かつ確実に収集し、伝達（報告）するため、危機管理システム、防災情報Eメール等、情報の伝達手段の強化や多様化を図ります。

1 危機管理システム等の整備

危機管理システムは、市危機管理室、各区役所、関係局とをYCAN（庁内LAN）を通じて、各種気象注意報・警報情報や地震情報等の受伝達及び市内で発生した被害の集計等を行うシステムで、迅速、的確な災害対策の実施を情報面から支援するとともに、各所に設置したカメラの映像を統合して出力できるシステムです。

2 気象・河川情報等収集伝達体制

(1) 雨量監視システム（レインアイよこはま）

局地的大雨や台風による浸水等の災害を防止するため、雨の状況を迅速・的確に把握し、市内各地の下水道施設や河川施設の効果的な運用を行います。

(2) 水防災情報システム（河川水位情報等の提供）

台風や大雨時の防災活動や避難行動等を促すための情報として、河川水位観測所の水位情報等を市ホームページで公表するとともに、希望者にはパソコンや携帯電話へのEメール配信を行っています。また、監視カメラによる河川の画像情報も提供しています。

【ホームページで公表している水位観測所（緑区内）】

水系	河川名	観測所地点	量水標 管理者	位置	水防警報 の発表	監視カメラの 設置
鶴見川	鶴見川	落合橋	国土交通省	緑区	有	○
	梅田川	神明橋	横浜市	緑区	有	○
	岩川	住撰橋	横浜市	緑区	無	○

横浜市水防災情報：<https://mizubousai.city.yokohama.lg.jp/>

(3) 親水拠点警報装置

区内河川に整備された親水拠点利用者の避難行動を促す予防保全対策として、気象注意報・警報や雨量情報、河川水位情報等と連動した回転灯・音声による警報装置を、親水拠点に設置しています。

【親水拠点警報装置（緑区内）】

河川名	箇所数	拠点名	設置基数
梅田川	1	一本橋メダカひろば	緑区
	1	梅田川遊水地	緑区

(4) その他の本市設置の気象観測機器によるデータの収集

消防局各消防署所設置の雨量計等、本市が設置した各種気象観測機器による観測データ等について、適時収集を行い、状況の把握及び対策を実施するための基礎資料として、有効な活用を図ります。

3 防災情報Eメール

パソコンや携帯電話から登録した情報提供希望者に対して、河川水位が上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）以上の各設定水位（洪水特別警戒水位、氾濫危険水位）を超過した場合（市防災関係部署の職員には水防団待機水位（通報水位）以上の各設定水位を超過した場合）に、パソコンや携帯電話へ関連情報を配信しています。

なお、地震、大雨警報などの気象情報、天気予報、光化学スモッグ情報、土砂災害警戒情報など、河川水位情報以外の情報についても、必要な情報を選択して登録することができます。

4 防災行政無線

防災行政用無線網は、市役所と区役所を結ぶ多重系、土木事務所・消防署・防災関係機関等を結ぶマルチ系、市内全域に移動できる全市移動系、区内を移動範囲とする地区移動系及び区役所と地域防災拠点を結ぶデジタル移動系により構成されています。

災害時に有線電話回線に障害が生じた場合でも防災関係機関相互に情報の受伝達ができるよう、無線を使用した通信システムを整備しています。

5 緊急速報メール

携帯電話を利用した災害時専用の情報配信の仕組みで、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、市が配信する災害・避難情報など緊急かつ重要な情報について、対象エリアにある緊急速報メールに対応した携帯電話に対し配信します。受信すると専用の着信音が流れ、バイブレーションでも知らせます。

【緑区を対象とした緊急速報メール配信】

配信される状況
横浜市北部に土砂災害警戒情報が発令された場合
鶴見川亀の子橋水位観測所で 氾濫危険情報または氾濫発生情報が発令された場合

6 戸別訪問

土砂災害の即時避難勧告世帯に避難勧告等が発令された場合には、戸別訪問（不在時ポスティング）し、避難勧告等をお知らせします。

7 車両広報

浸水害などによる避難勧告等の場合には、区役所と消防署が連携し、スピーカーを搭載した公用車による広報活動により、区民に対し短時間で効果的な情報提供を実施します。

第2節 浸水想定区域等における警戒避難体制の整備

浸水想定区域内の地下街等、社会福祉施設、学校、医療施設等の要援護者施設及び大規模な工場等（大規模な工場等については、申出があったものに限る。）に洪水予報等を伝達します。

1 洪水予報等を伝達する事業所等

水防法第15条第2項に基づき洪水予報等を伝達する事業所は、市計画第6部に定める事業所の範囲とし、区長は、当該事業所等の所有者に対し、ファクシミリ、Eメール、防災情報Eメール等による洪水予報等の伝達体制を整備します。

2 区から伝達する洪水予報等

洪水予報等	<ol style="list-style-type: none">1 大雨警報、大雨特別警報、洪水警報2 鶴見川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）3 水位情報周知河川における氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び屋内での安全確保措置の指示5 その他、浸水対策上、有効な情報
--------------	---

第3節 土砂災害警戒区域等に対する警戒避難体制の整備

土砂災害防止法第7条に基づき、県により土砂災害警戒区域の指定があった場合には、同法第8条に基づき、当該警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難場所、避難訓練に関すること等を定めます。

1 土砂災害警戒区域内の要援護者施設への情報伝達体制の整備

土砂災害防止法第8条に基づき、名称及び所在地を定める土砂災害警戒区域内の要援護者施設について市計画第6部に定め、区長は、これらの施設に、ファクシミリ、Eメール等による土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備します。

2 区から伝達する土砂災害に関する情報

土砂災害に関する情報等	<ol style="list-style-type: none">1 大雨警報、大雨特別警報2 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び屋内での安全確保措置の指示4 その他、土砂災害対策上、有効な情報
--------------------	--

第3章 消防力の強化

第1節 消防体制の整備

1 風水害に対応できる資機材の整備

折りたたみボート、水難救助用ゴムボード、船外機、ショベル、つるはし、土のう等の風水害対応資機材を消防署所等に整備し、風水害対策の充実を図ります。

2 消防団消防力の強化

器具置場に、必要な風水害対策資機材を整備するとともに、風水害に関する知識・技術の習得と合わせ水防訓練を実施し、消防団の消防力の強化を図ります。

第2節 災害警戒区域等の実態把握

消防署長は、災害警戒区域及び各種水防施設物を随時調査し、把握しておきます。

第3節 協力体制の整備

風水害の応急活動を円滑に実施するため、防災関係機関及び応急活動用資機材保有機関との協力体制を整備します。

第4章 資機（器）材等の整備

第1節 水防用資機材の整備

土木事務所は、区内における水防を十分果たせるよう、水防倉庫等の設備及び水防用資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法についてあらかじめ定めています。

なお、水防用資機材は、地震災害等他の災害対策のためにも使用することができます。

1 緑土木事務所における主な水防資器材一覧

資機材一覧			
土のう類	ペンチ	鉄杭	照明灯
スコップ	掛けや	オイルマット	ハンマー
トラロープ	単管パイプ	つるはし	シート類
バリケード	のこぎり	一輪車	携帯発電機
バール	鉄線		

2 緑区役所における主な活動用資器材一覧

資機材一覧	
スコップ	発電機
毛布	照明灯
ロープ	ゴム胴長靴
ブルーシート	メガホン
無線機・携帯電話	携帯ライト
担架	ハンマー
組立簡易トイレ	ボート

第2節 土砂災害活動資材の整備

風水害による崖崩れ等の二次災害防止のため、横浜建設業防災作業隊緑区会用の応急資材として、ビニールシート、土のう、鉄筋棒を備蓄しています。

第3節 医療救護活動用医薬品の整備

- 1 区内の地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備しています。
- 2 薬局、休日急患診療所等に応急医療に必要な医薬品等を備蓄しています。
- 3 薬局に備蓄した医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区本部医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬します。

第5章 指定緊急避難場所と指定避難所の指定等

市長は災害対策基本法に基づき、災害時における避難場所について、災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所である指定緊急避難場所と、被災者が一定期間滞在して避難生活を送るための避難所である指定避難所とを区別して、指定します。

第1節 指定緊急避難場所

市長は、災害対策基本法第49条の4に基づき、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、安全性等の一定の基準を満たす施設を指定します。

異常な現象の種類	指定緊急避難場所
崖崩れ、土砂災害	土砂災害の影響を受けない小中学校等の校舎や体育館を指定
洪水	洪水の影響を受けない小中学校等の校舎の一部又は体育館を指定 (洪水の影響を受ける場合は浸水深より上階を指定)

※ 上記以外に、災害の規模や被害状況等により、地区センター又は自治会館などを避難場所として開設する場合があります。

※ 緑区では、高潮の指定は除外されています。

第2節 指定避難所

市長は、災害対策基本法第49条の7に基づき、被災した市民等が一定期間滞在する場として、良好な生活環境が確保され、円滑な救援活動が実施できる施設を指定します。

緑区では、22箇所の地域防災拠点等を指定し、そこを指定避難所として指定します。

※ 開設にあつては、気象状況や被害状況等を考慮し開設をします。

第3節 帰宅困難者の一時滞在施設

災害により多くの滞留者の発生が予測される場合、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための一時滞在施設を選定します。

【帰宅困難者一時滞在施設】

長津田地区センター	十日市場地区センター	白山地区センター	中山地区センター
十日市場スポーツ会館	学校法人森村学園	宗教法人大林寺	緑区民文化センター
創価学会緑文化会館			

令和2年10月1日現在

第4節 福祉避難所

避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として選定します。緑区では26箇所を指定しています。

第6章 災害に強い人づくり

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）が重要です。そのため、本市においては、市民や事業者の減災行動に対する理解の促進と、その実践につなげていくために、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

第1節 職員に対する訓練及び研修の実施

1 訓練及び研修

区長は、所属する職員に対しあらゆる機会をとらえ防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、訓練及び研修を通じ所管する災害対策に関する実務について習熟させるものとします。

また、区長は、本計画、風水害対策マニュアル等を活用し、職員への教育、訓練等を行うものとします。

なお、訓練・研修を実施する際には、災害時における男女のニーズの違いに配慮した内容を取り入れるよう努めるものとします。

2 情報受伝達機器等の取扱訓練

次に掲げる情報受伝達機器等の取扱訓練を機器設置の職員に対して実施するものとします。

取扱訓練の内容	1 無線機等の情報受伝達機器の取扱いに関すること。 2 危機管理システムの取扱いに関すること。
----------------	--

第2節 区民等への防災・減災の普及啓発

防災活動が的確に実施されるためには、区民の防災意識を高め、その理解及び協力を得ることが最も重要です。したがって、区や防災関係機関が連携し、平常時から防災訓練を実施するとともに各種広報媒体を活用し、区の防災計画及び防災体制、災害前兆現象情報、災害時の心得等（例：竜巻等の突風災害など）について効果的な広報を行い、防災・減災の普及啓発に努めます。

なお、訓練・研修を実施する際には、災害時における男女のニーズの違いに配慮した内容を取り入れるよう努めなければなりません。

また感染症下では、感染症対策の備蓄品や分散避難などについても啓発に努めます。

第3節 区内公立小中学校との連携

区や防災関係機関は区内公立小中学校と連携し、防災関連のパンフレットや本市ホームページなどを活用し、防災に対する知識を深めるとともに、災害発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方、地域のボランティア活動等への参加について、区内小中学校の児童生徒へ働きかけを行います。

また、各地域で実施されている訓練等を通じて、児童生徒の自助・共助の意識を高めていきます。

第4節 ボランティアとの協力体制

区長は、災害発生時にボランティアニーズの把握、情報提供、活動場所の提供などが円滑に行われるよう必要な措置を講じるとともに、コーディネートをする緑区災害ボランティアネットワークや緑区社会福祉協議会等の活動を支援します。

災害発生時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるためには、日ごろから区役所、緑区

災害ボランティアネットワーク、緑区社会福祉協議会等の関係者間で、顔の見える関係を築き、連絡調整や協力体制を図るよう努めます。

第5節 竜巻等の突風災害に関する知識の普及

1 竜巻等の突風災害の特徴

竜巻等の突風は、低気圧や台風と異なり水平規模が数十mから数kmと小さく、アメダスなどの気象観測網でも捉える事が困難な気象現象です。寿命は数分から数十分と非常に短い現象にもかかわらず、建物などに甚大な被害をもたらすなど、極めて危険な現象です。

竜巻等の突風は年間を通して発生しているものの、季節的な特徴としては、前線や台風の影響、不安定な大気の状態などにより7月から11月にかけて多く発生し、全体の約70%がこの5か月の間に発生しています。また、夜間よりも昼間に多くの発生が確認されており、11時から18時の間が発生のピークとなっています。

2 竜巻等突風災害への対処行動例

状況の時系列的変化	対処行動例
竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万々に備え、早めの避難開始を心がける。
積乱雲が近づく兆しを察知したとき。 （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> 野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ① 雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる。 ② 飛散物が筒状に舞い上がる。 ③ 竜巻が間近に迫った特徴を認知したとき ・ ゴーというジェット機のようなごう音 ・ 耳に異常を感じるほどの気圧の変化等 なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③の特徴により認知する。	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 <p>（屋内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓から離れる。 窓の無い部屋等へ移動する。 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 地下室か最下階へ移動する。 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p>（屋外）</p> <ul style="list-style-type: none"> 近くの頑丈な建物に移動する。

	<ul style="list-style-type: none">・ 頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。・ 強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。
--	--

※ 出典 内閣府「竜巻等突風対策局長級会議」報告（平成 24 年 8 月）より

第7章 災害に強い地域づくり

第1節 緑区災害対策連絡協議会の設置

緑区災害対策連絡協議会は、緑区に発生する災害の予防・応急対策・復旧対策その他の災害対策に地域の声を反映させるとともに、区民、企業、行政が日頃から連携して、緑区内の防災力の向上に寄与することを目的に平成6年に設立されました。

緑区における災害対策計画の立案やその実施、防災関係機関及び区民の相互協力、防災意識の高揚及び防災知識の普及、防災訓練の実施などについて協議し、その推進を図るものとしています。

第2節 自主防災組織の強化

1 町の防災組織

緑区では、横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱に基づき、区役所、消防署が中心となり自治会町内会等へ「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進めています。

※ 町の防災組織とは、災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織のうち、防災に関する活動を行う自治会、町内会等をいう。

(1) 活動計画の作成

町の防災組織では、活動計画を定め、地域の防災体制づくりをしています。

町の防災組織の定める活動計画	<ol style="list-style-type: none">1 防災組織の編成及び任務分担に関すること。2 防災知識の普及に関すること。3 防災訓練の実施に関すること。4 情報の収集及び伝達に関すること。5 出火の防止及び初期消火に関すること。6 救出救護に関すること。7 避難誘導に関すること。8 給食給水に関すること。9 市民が任意に設置した避難場所の支援に関すること。10 地域防災拠点との連携に関すること。
-----------------------	--

(2) 防災力強化の取組

発災直後は、自らの安全の確保などの自助から始まり、共助による助け合いにつながっていくことから、平常時から自治会町内会を中心とする町の防災組織での啓発や防災訓練を行い、住民個々の減災行動につなげていきます。また、要援護者等に対する普段からの見守り活動を実施し、地域ぐるみで防災力の向上に努めます。

(3) 「町の防災組織」に対する活動助成

本市では、町の防災組織が災害時に機能を十分に発揮し、組織的な活動を実施するため、防災訓練、防災資機材の購入等の自主的な防災活動を支援することを目的として、横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱に基づき補助金を交付しています。

名 称	交付要件	根拠法令等
町の防災組織活動奨励事業	1 備蓄食料・防災資機材等の購入 (購入に際し援助する主な防災資機材) 消火器、非常食、メガホン、避難誘導旗、ライト、ロープ、ポリタンク、テント、三角巾、ヘルメット、担架・医薬品セット 2 防災訓練の実施 3 防災のための映画会・講演会の開催 4 組織運営のための会合 5 防災のためのチラシ等の印刷 6 その他防災活動の一環として実施する事業	横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱

第3節 地域防災拠点運営委員会

災害発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置しています。

運営委員会の設置・運営にあたっては、女性運営委員の積極的登用により、災害時における男女のニーズの違い（例：女性用トイレの確保など）や災害時要援護者に配慮した研修・防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めることとします。

1 風水害時の主な活動

区本部が、地域防災拠点である小中学校等を、指定緊急避難所として開設する場合は、必要に応じて施設の開錠などについて協力します。

2 地域防災拠点運営委員会連絡協議会

緑区では地域防災拠点運営委員会相互の緊密な連携を図るため、地域防災拠点運営委員会連絡協議会を設置しています。

3 地域防災活動奨励事業

横浜市では、地域防災拠点運営委員会等の活動を支援するため、地域防災活動奨励助成金により、その活動経費を助成し、地域防災力の向上を図っています。

名 称	交付要件	根拠法令等
地域防災活動推奨事業	1 備蓄食料・防災資機材等の購入 (購入に際し援助する主な防災資機材) 消火器、非常食、メガホン、避難誘導旗、ライト、ロープ、ポリタンク、テント、三角巾、ヘルメット、担架・医薬品セット 2 防災訓練の実施 3 防災のための映画会・講演会の開催 4 組織運営のための会合 5 防災のためのチラシ等の印刷 6 その他防災活動の一環として実施する事業	横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱

第4節 地区防災計画

「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、災害対策基本法第42条第3項及び第42条の2の規定に基づき、地区居住者等は、当該地区における地区防災計画を横浜市防災計画に定めることを提案することができることとされています。

区役所は、当該提案を受けた場合、「横浜市地区防災計画の提案に関する要綱」に基づき、必要に応じて区計画との整合を図るものとします。

第5節 要援護者対策

地域の中には、風水害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しい高齢者や障害者等の要援護者(以下「要援護者」という。)の方が暮らしています。災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害への備えを進めていくことが大切です。

そこで、自助、共助を基本とした地域による自主的な見守り、支え合いの取組が重層的に行われるとともに、関係機関・団体等の連携、情報共有等が進んでいくよう、地域福祉保健計画等の取組を進め、災害に備えた平常時からの要援護者対策を推進します。

なお、本市の要援護者対策は、災害対策基本法、本計画等の規定に基づき推進しますが、具体的な運用基準は別に定める「災害時要援護者支援のための手引き」に基づき、推進します。

※「要援護者」は、災害対策基本法第8条により定められた「要配慮者」に相当します。

1 災害時要援護者名簿

緑区では、要援護者のうち、特に自力避難が困難と想定される対象者について、各自治会により、地域の実情に応じて「災害時要援護者名簿」を作成しています。

なお、災害時要援護者名簿は、災害対策基本法第49条の10により定められた「避難行動要支援者名簿」に相当します。本市の「災害時要援護者名簿」は次の内容で作成しています。

(1) 災害時要援護者名簿に掲載する者の範囲

在宅で、次の条件のいずれかに該当する方

ア 介護保険要介護・要支援認定者で (ア)～(ウ) のいずれかに該当する方

(ア) 要介護3以上の方

(イ) 一人暮らし高齢者、又は高齢者世帯でいずれも要支援又は要介護認定の方

(ウ) 認知症のある方(要介護2以下で、日常生活自立度がⅡ以上の方)

イ 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者

ウ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方

エ 療育手帳(愛の手帳)A1・A2の方

オ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

(2) 災害時要援護者名簿の記載事項(7項目)

ア 氏名

イ 住所又は居所

ウ 生年月日

エ 性別

オ 電話番号その他の連絡先

カ 災害時要援護者の安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動を必要とする事由

キ その他災害時要援護者の支援活動の実施に関し市長が必要と認めるもの

(3) 災害時要援護者名簿の作成方法

健康福祉局において、福祉制度等の本市システムから抽出したリスト（災害時要援護者リスト）を作成し、各区でこのリストを基に名簿を作成・保管しています。

また、名簿は、適宜追加修正を行うとともに、年2回の災害時要援護者リストの更新を行っています。

2 要援護者に対する事前対策

(1) 地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組の推進（地域の取組）

ア 地域での要援護者の把握と災害に備えた取組

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組に備えるには、日頃から地域で要援護者を把握し、地域と要援護者との間での関係づくりを進めることが大切であることから、地域の自主防災組織等（自主防災組織のほか、自主防災組織に準ずるもので、市長が認めるものを含む。）は、要援護者を把握し、災害に備えた対応の検討、要援護者も参加した防災訓練、要援護者の名簿づくり等に取り組みます。

イ 地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組

自主防災組織等は、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組として、要援護者の安全対策に関する意識の高揚及び技術の修得に努めます。

また、日頃から、自治会町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、ボランティア、近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワークづくり等の地域の実情に応じた支え合いの取組を進め、災害の備えにつなげます。

(2) 迅速な援護活動推進支援、体制づくり

ア 自主防災意識の普及

防災に関する一般的広報に加え、防災指導、防災訪問等の機会をとらえ、要援護者やその家族に対し、避難準備・高齢者等避難開始等の情報に十分注意し、早めの段階で避難行動を開始できるよう準備をすることなど、家庭内での安全対策について周知します。

また、地域住民に対して、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」という自主防災意識を普及啓発します。

イ 災害時要援護者名簿の提供

日頃からの地域の自主的な支え合いの取組を支援するため、災害対策基本法第49条の11第2項に規定されているとおり、自主防災組織等に災害時要援護者名簿を次のとおり提供します。

なお、災害発生時等においては、災害対策基本法第49条の11第3項及び横浜市個人情報保護条例第10条に規定されているとおり、人の生命、身体を保護するために特に必要と認められる場合には、要援護者名簿を安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として自主防災組織等に提供します。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しません。

(7) 災害時要援護者名簿の提供先

- ・自主防災組織（自治会、連合町内会、地域防災拠点運営委員会 等）
- ・自主防災組織に準ずるもので市長が認めるもの

(4) 災害時要援護者名簿の提供方法

区は、名簿提供を希望する自主防災組織等と、個人情報の取扱いについて定めた協定を

締結し、書類（紙ベース）により名簿の提供を行います。

(ウ) 名簿情報の適正管理

災害時要援護者名簿について適正な情報管理が行われるよう、本市においては、情報セキュリティ関連規定の遵守を徹底します。また、名簿の提供にあたっては、個人情報の取扱について定めた協定を締結し、提供先に個人情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずることを求めます。

<名簿提供先が行う個人情報の漏えい防止のために必要な措置>

- ・取組の対象となるエリアを定め、区に届け出ること。
- ・情報管理者、情報取扱者を届け出ること。
- ・名簿保管方法について届け出ること。
- ・協定書で定めている届出事項に変更が生じたときは、区に報告すること。
- ・個人情報の取扱いに関する研修を実施すること。
- ・その他名簿情報の漏えいの防止及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずること。

※ なお、情報管理者及び情報取扱者には、災害対策基本法第49条の13に規定する秘密保持義務が生じます（情報管理者及び情報取扱者でなくなった者についても、同様とします。）。

ウ 事業者への協力働きかけ、連携

民間の居宅介護支援事業者、福祉サービス提供事業者等に対して、利用者が災害に備えた準備をする際の支援、地域が利用者に対し、声かけ、見守りなど平常時の支援をする際の協力、災害発生時の利用者の安否確認、避難支援等の協力について連絡会などを通じて働きかけていきます。

(3) 要援護者のための避難所の確保

避難生活に支援等が必要な要援護者のために、区役所は社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所の確保を推進します。

3 聴覚障害者への情報配信

区災害対策本部から災害時の緊急情報を、ファクシミリ通信網を利用して聴覚障害者の自宅ファクシミリへ配信します。配信を希望する場合は登録申請が必要です。

【対象者】

原則として2級から3級の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者で自宅にファクシミリがある方

第6節 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の防災対策の促進

1 要配慮者利用施設の定義

水防法第15条及び土砂災害防止法第8条において、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設は要配慮者利用施設と定められています。なお、要配慮者利用施設の範囲については市計画第6部に定め、施設の名称及び所在地を市計画「資料編」に定めます。

2 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における対策

(1) 浸水危険の周知

区長は、浸水想定区域や過去の浸水実績等を考慮し、要配慮者利用施設に対しリーフレットや洪水ハザードマップ等により浸水の危険性や浸水予防対策等の周知・啓発を図ります。

(2) 情報伝達体制の整備

ア 洪水予報等の伝達

区長は、市計画「資料編」に定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者等又は自衛水防組織の構成員（自衛水防組織設置された場合のみ）に対し、ファクシミリ、Eメール、防災情報Eメール等による洪水予報等の伝達体制を整備します。

洪水予報等	<ol style="list-style-type: none">1 大雨警報、大雨特別警報、洪水警報、津波注意報、津波警報、大津波警報2 鶴見川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）3 水位情報周知河川における氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報4 避難勧告等の発令5 その他、浸水対策上、有効な情報
--------------	--

イ 土砂災害に関する情報等の伝達

区長は、市計画「資料編」に定められた土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者等に対し、ファクシミリ、Eメール、防災情報Eメール等による土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備します。

土砂災害に関する情報等	<ol style="list-style-type: none">1 大雨警報、大雨特別警報2 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報3 避難勧告等の発令4 その他、土砂災害対策上、有効な情報
--------------------	--

(3) 避難確保計画の作成

ア 市計画「資料編」に施設の名称及び所在地が定められた浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成しなければなりません。

イ 避難確保計画を作成し、又は変更したときは、これを市長に報告しなければなりません。

ウ 市は、避難確保計画を作成していない浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者等に対し必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときはその旨を公表することができます。

(4) 訓練の実施

市計画「資料編」に施設の名称及び所在地が定められた浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者等は、作成した計画に基づき、訓練を実施しなければなりません。

(5) 自衛水防組織の設置

ア 市計画「資料編」に施設の名称及び所在地が定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設に限り自衛水防組織の設置に努めなければなりません。

イ 自衛水防組織を設置し、又は変更したときは、これを市長に報告しなければなりません。

(6) 避難確保計画の作成指導等

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の実態調査を実施するとともに、市計画「資料編」に施設の名称、所在地が定められた施設等の所有者等に対し、避難確保計画の作成及び訓練の実施に必要な支援等を行います。

第7節 社会福祉施設における対策

社会福祉施設には、寝たきりやからだの不自由な高齢者、あるいは障害（児）者といった、災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所、通所しており、これらの人々の安全を確保するためには、日ごろから十分な防災対策を講じておく必要があります。

1 防災計画の策定

災害発生時に遅滞なく対応するため、職員の任務分担、動員体制等防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定します。

2 防災訓練実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう定期的に防災訓練を実施します。

3 施設、設備の安全点検

災害発生時に施設自体が損傷したりすることのないよう、施設、設備等を常時点検します。とりわけ、火気については日ごろより安全点検を行います。

4 避難体制等の整備、確認

緊急に避難を要する場合における避難の方法、避難先、避難路等について事前に定めておくとともに、合わせて、特別警報の発表時や、すでに浸水が始まっており、緊急に命を守る行動をとる必要がある場合における応急的な対応（2階以上への垂直避難や重要な医療機器等の移動等）について事前に確認し、関係者に対する周知徹底を図ります。また、避難者受入施設における救援救護の体制についても、災害発生時に混乱を招くことがないよう、事前に確認をします。

5 地域社会との連携

社会福祉施設の入所（通所）者は、自力での避難が困難な人が多く、他の人の介助が必要な場合があります。実際の災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、必要に応じて、隣接自治会・町内会等と応援協定を結び、地域住民の協力が得られる体制作りを推進します。

また、施設種別や在宅サービスの種別・専門職種など、様々な区分ごとに、それらの広域な組織と災害時の緊急応援について、協定の締結を推進します。

6 緊急連絡先の把握

災害発生時には保護者又は家族に確実に連絡がとれるよう緊急連絡先を把握します。

第8節 外国人等に対する支援策

日本語の理解が十分でない外国人や日本の生活習慣に不慣れで災害発生時の対応やその後の生活に様々な不安を持つ外国人がいます。

本市では、こうした外国人の不安を解消し、安心して過ごすことができるよう、外国人の安全確

保及び早期に生活の安定を図るための外国人支援策を推進します。

1 災害時広報

災害時には、マスメディアを通じて外国語放送による災害情報、安否情報、被災情報等を提供するとともに、市内及び市外の外国人支援ボランティアの協力により、広報を行います。

放送機関	放送する外国語
(株)Inter FM897	英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語

第9節 事業者の防災対策

企業は、風水害時の企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時活動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとします。

また、地下街等において、複数の管理者が存する場合は、横断的な組織である協議会などを設置し情報伝達及び避難体制等の確立に努めるものとします。

地階で不特定多数の方が利用する施設は、地下施設の危険性、情報収集方法を事前に把握し、浸水危険時に適切なタイミングでの避難するために計画の作成と、計画に基づく訓練に努めるものとします。

なお、企業は、災害時における男女のニーズの違いに配慮した防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めなければなりません。

第8章 区民及び地域の役割（自助・共助）

いざというときに、命と暮らしを守るためには、「自助・共助」を基本とした取組を充実させることが最も重要となります。

区民一人ひとりが、隣近所や地域ぐるみで、日ごろから防災意識を持って様々な準備をしておくことが必要です。

第1節 各家庭での対策

風水害発生時の被害を最小限にとどめるためには、地域や家庭で日ごろからいざというときにすばやく対応できるよう、さまざまな準備をしておくことが重要です。

また事前に「マイタイムライン」や緑区で取り組んでいる「my減災マップ」などで、自宅周辺の危険性や自身の時系列的な避難行動を整理しておきましょう。

1 避難所・経路等の確認

ハザードマップなどを利用して、次の点について、確認しておくことが必要です。

- (1) 自宅付近が洪水時に浸水が予測される地域であるか、そうである場合、浸水の深さがどれくらいと予測されているか。
- (2) 自宅付近の安全な避難所、親戚・友人宅及びそこに至る経路の確認
- (3) 崖崩れなどの、被害想定の有無

2 避難時持ち出し品の準備

いざという時に迅速に避難できるよう、各家庭の事情に応じた避難時の持ち出し品（ラジオ、飲料水、懐中電灯、医薬品、ベビー用品、常備薬、マスク、体温計など）を準備しておきましょう。

※ 迅速に避難できるよう、持ち出し品はできるだけ少なくしましょう。

3 自宅周辺の点検・対応

- (1) 側溝や雨水ますを点検し、物でふさがないようにします。
- (2) 浸水が予測される地域では、土のうなど浸水を防ぐ資機材の準備をしておきます。
- (3) 崖崩れは、地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。崖崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっています。危ないと感じたら、できるだけ早く避難する心構えが必要です。
- (4) 崖・擁壁の維持、管理は所有者の責任で行うべきものです。日頃から崖の状況の確認を行い、必要に応じて防災工事を行ってください。

※ 一定の条件を満たした場合、工事費の一部が助成される制度があります。

第2節 地域での対策

1 防災意識向上に向けた取組

自主防災組織が定期的に風水害防災訓練を行うなど、地域全体で風水害に関する防災意識向上に取り組む必要があります。

2 情報伝達体制の確立

地域住民並びに自主防災組織は、連絡網を整備するなど、避難情報等、風水害に関する情報を地域の中で確実に伝達できる体制を整備する必要があります。

3 指定緊急避難場所、指定避難所への経路の確認

- (1) 指定緊急避難場所、指定避難所について、地域内で情報を共有します。
- (2) 風水害時の危険場所を点検しておき、地域で情報を共有します。
- (3) 避難訓練などを活用して、安全に避難できる経路を確認し、地域で共有しておきます。

4 要援護者支援の仕組みづくり

風水害時に自力で避難できない方たちを地域でサポートできるよう、話し合っておきます。

第3節 災害時の対策

1 情報収集

台風などで大雨が降ることが予測されている場合は、テレビ・ラジオ、インターネット、携帯電話など、身近な媒体で、積極的に情報収集するよう、心がけます。

2 無理のない安全な避難

- (1) 避難しようとしたときや避難途中に、自宅付近の道路がすでに冠水している場合は、無理に避難場所等へ移動せず、浸水していない近くの2階以上の安全な高い建物などへ一時的に避難します。
- (2) 大雨等により既に浸水が始まっており、足元が見えない等の状況や、竜巻やダウンバーストなどの突風をもたらす現象では、屋外に避難することでかえって危険が及ぶおそれがあります。状況に応じて自宅や近隣の建物の2階以上などに避難して身の安全を確保するように努めます。
- (3) 避難するときは、動きやすい服装で、また、近所の方々と声を掛け合い、杖のようなもので足元を確認し、浸水で隠れた溝や凹みに注意しながら行動します。

3 近隣者同士の助け合い

要援護者が近隣にいる場合には、声を掛け合い、助け合いながら、お互いに安全に避難できるよう、心がけます。

第9章 帰宅困難者の安全確保

風水害は地震と異なり、一定の予測が可能です。このため、事前にしっかりとした情報収集ができていれば、その発生を予想し、余裕を持って行動するなど事前の対策を講じることができますが、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することが想定されます。

帰宅困難者対策について、平常時から、区や防災関係機関、鉄道事業者や一時滞在施設と連携・協働して次の対策を進めていきます。

第1節 帰宅困難者の発生の抑制

帰宅困難者等対策は、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要になります。このため市と区は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知するとともに、事業者等に対して従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保等を啓発し、帰宅困難者の発生を抑制します。

また、訓練などを通じ、事業者、学校、市民、それぞれの立場に応じた啓発を進めます。

第2節 主要駅周辺等における混乱防止

地域、鉄道事業者、バス事業者、駅周辺事業者、警察署、区役所など関係者間の平常時からの連携強化、関係者それぞれの役割の明確化などを図ります。

第3節 帰宅困難者への支援

来街者等が帰宅困難者となった時に備えて、安全の確保と災害関連情報等を提供するための「帰宅困難者一時滞在施設」の指定を行っています。緑区では、令和2年10月末現在で、9施設を指定しており、更に、必要に応じて、区長は公共施設等を一時滞在施設として開設を依頼します。

一時滞在施設では、帰宅困難者対策用に、水、ビスケット、アルミブランケット、トイレパック、マスク、アルコール消毒液などを備蓄しています。

第4節 帰宅困難者一時滞在施設検索システム（一時滞在 NAVI）

災害発生時に、どの一時滞在施設で受け入れ可能かなどの情報を、スマートフォンや携帯電話等で検索できる「帰宅困難者一時滞在施設検索システム」を整備しています。

- ・携帯電話版はこちら <http://www.city.yokohama.lg.jp/b-m/>
- ・スマートフォン版はこちら <http://www.city.yokohama.lg.jp/b-sp/>

第3部：区本部における応急対策

第1章 応急活動基本方針

1 初動体制の確立

入手した気象情報等から警報の発表等を予測し、事前に配備体制の検討を実施するほか、気象予報・警報の発表に基づく警戒本部の設置や勤務時間外の職員連絡体制の強化など、早期の措置をとるものとします。

2 災害の規模、状況に応じた段階的配備体制の確立

風水害に対する職員の配備は、気象状況や災害の発生状況に応じて区災害対策警戒本部、区災害対策本部の体制とし、順次人員を増強するものとします。

3 災害種別に応じた応急活動体制の確立

河川の増水、雨水出水による浸水、崖崩れなどによる土砂災害に対処するため、本計画に定める水防活動、土砂災害応急対策に基づき、関係局及び区役所が一体となって応急活動を実施します。

4 各種情報受伝達体制の確立

各種システム、ホットライン、LINE WORKS 等を活用し、気象情報、河川情報、災害発生状況、避難勧告等の情報を的確に収集、伝達することにより、迅速に応急活動を実施します。

5 区役所を中心とした救援・救助活動の実施

緑土木事務所、緑消防署及び区内の各局の出先機関は、区長の活動要請に応じて区役所と一体となった救援・救助活動を推進するとともに、情報収集員を派遣するなど区役所との連絡体制を強化します。また、区長は、災害発生時には、救援・救助活動等の協力を要請し、活動体制を確保するほか、区域の災害が大規模となり区役所の活動人員では不足する場合は、市長に支援職員の派遣を要請し区役所の救援・救助体制を確保します。

6 各種団体へ応援の要請

区長は、区域に関係する防災関係機関や協定締結団体に応援を要請します。

第2章 防災組織体制

気象予報・警報の発表に基づく区災害対策警戒本部の設置や勤務時間外の職員連絡体制の強化など、迅速な初動対応を図るため、次により夜間、休日等の体制を確保します。

第1節 緊急時初動対応グループ体制

夜間、休日等における風水害等の緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、区運営責任職による輪番制の「緊急時初動対応グループ」体制により情報の收受、指令伝達等の応急対策を実施します。ただし、台風の接近及び上陸のおそれのある場合には、その都度初動体制の構築を図ります。

1 総務課輪番体制

通年においては総務課長、危機管理・地域防災担当係長、庶務係防災担当職員の4名体制とし、6月から10月の出水期においては、総務課責任職及び防災担当職員を2班に分け、交代による輪番体制とします。

2 各課輪番体制

各課を9班に振り分け、1週間交代を原則とした輪番体制とします。

なお、各グループの参集者は可能な範囲で参集時間の短い職員を選定します。

総務課防災担当は、年度末までに次年度の輪番スケジュールを作成し、各課に周知します。

3 区本部長等の代理者の事前指定

区長は、あらかじめ、区本部長又は区警戒本部長の代理者及びその順位を、指定します。

代理の順位	職名
第一順位	副区長
第二順位	福祉保健センター長
第三順位	福祉保健センター担当部長
第四順位	総務課長
第五順位	各課長

第2節 区役所と消防署の連携

夜間・休日に突発的な大雨等により被害が発生した場合、区役所の体制が整うまでの間に消防署が区役所に代わって次の各項目を実施できるものとします。

1 初期情報の提供

消防署から区役所に発災初期の情報を連絡します。

2 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、区民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（土木事務所等）から収集した情報を消防署で取りまとめます。

3 区民への情報提供

広報隊等により緊急情報（河川の水位状況など迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を区民に提供します。

4 避難場所の開設要請

区民に危険が及ぶおそれがあり、避難場所を開設する必要がある場合は、施設関係者に対して消防署から開設を要請します。

第3節 区災害対策警戒本部の設置

区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによります。

1 区警戒本部長

区警戒本部長は、副区長（区総務部長）とします。

2 設置基準

- (1) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象警報（大雨、暴風、暴風雪）及び洪水警報のうち、いずれかの警報又は複数の警報が発表されたとき（大雪警報のみ発表されたときは、第7部雪害対策による）。
- (2) 河川の流域区において、国土交通大臣又は神奈川県知事から、その河川を対象とする水防警報のうち、準備、出動、指示のいずれかが発表されたとき。
- (3) 区域に風水害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、区長が必要と認めたととき。

3 設置手続き

- (1) 危機管理統括責任者（総務局危機管理室長）に対する区警戒本部の設置報告
- (2) 区警戒本部の設置構成機関、区関係機関等に対する通知

4 廃止基準

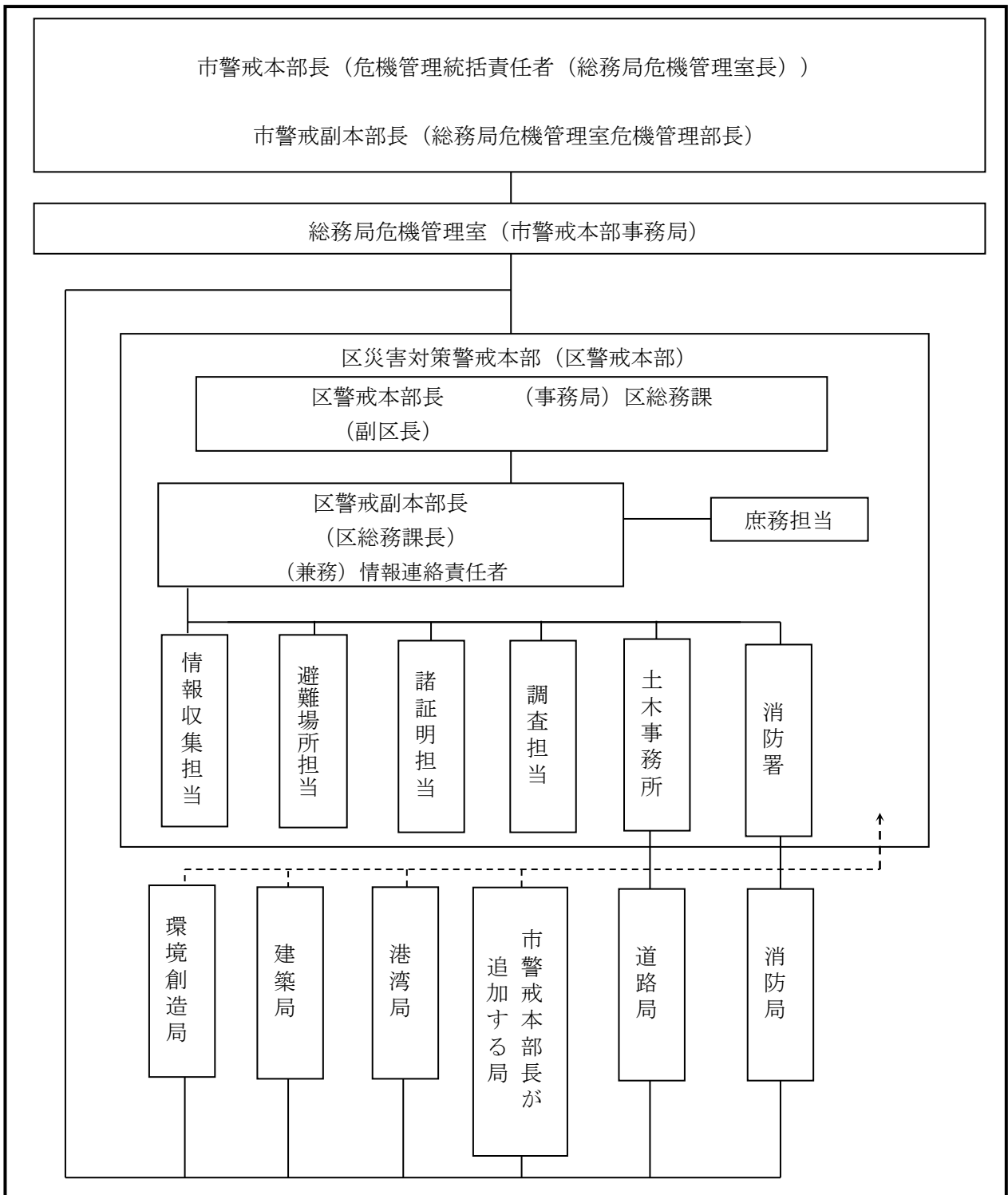
区警戒本部長（副区長）は、次の場合には、区警戒本部を廃止することができます。この場合において、市警戒本部が設置されている間にあつては、あらかじめ、市警戒本部の承認を得なければなりません。

なお、廃止する前には各地区隊長等（土木事務所長、資源循環局事務所長、水道局事務所長、消防署長）と区内の被害状況などの情報を再度確認することとします。

- (1) 区災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 区内において、新たな災害の発生するおそれが解消したと認められるとき。
- (3) 水防警報の解除が発表されたとき。

横浜市（区）災害対策警戒本部の組織構成

図 1 横浜市（区）災害対策警戒本部の組織構成



注 1 市警戒本部長は、警報の発表の状況及び災害の発生状況に応じて、構成局を指名又は縮小できる。

注 2 市警戒本部を構成する局の危機管理責任者は、被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合は、必要に応じ、当該区の警戒本部に支援職員を派遣する。

注 3 区警戒本部長は、災害の発生状況により必要に応じて避難場所担当及び諸証明担当を設置する。また、記載にない事項への対応は、災害対策本部の班体制に準じて担当する。

区災害対策警戒本部（区警戒本部）の事務分掌

区警戒 本部長	担当別任務分担
区危機管理責任者（副区長）	<p>区警戒副本部長（総務課長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長の補佐に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 <p>情報連絡責任者（総務課長兼務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の統括に関する事。 2 市警戒本部等との連絡、調整に関する事。 3 区警戒本部長命令の伝達に関する事。
	<p>庶務担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等の運営 ・ その他 2 職員の配備・動員の伝達に関する事。 3 災害記録に関する事。 4 車両等資機材の確保や配置等に関する事。 5 避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び屋内待避等の安全確保措置の指示）の発令及び実施に関する事。 6 区内関係機関への応援要請等に関する事。 7 他の担当の所管に属さないこと。
	<p>情報収集担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集伝達に関する事。 2 気象情報、水防警報及び洪水予報等の受伝達に関する事。 3 避難情報等の集約や伝達に関する事。 4 住民情報の受付に関する事。 5 その他情報の集約に関する事。 6 通信機器の点検及び確保に関する事。
	<p>（避難場所担当）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所（福祉避難所等を含む。）の開設及び運営に関する事。 2 避難情報の調査・収集に関する事。 <p>※ 避難場所担当を設置しない場合は、1については庶務担当が、2については調査担当が当該事務を処理する。</p>
	<p>（諸証明担当）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 死亡届の受理及び火埋葬許可に関する事。 2 建物等（火災以外の被害）の罹災証明書等の受付・発行に関する事。
	<p>調査担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関する事。 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関する事。
	<p>土木事務所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関する事。 2 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関する事。
	<p>消防署</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関する事。 2 区警戒本部事務局への初期情報の提供に関する事。 3 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関する事。

※ 避難場所担当、諸証明担当は災害の状況により必要に応じて設置する。

※ 記載にない事項への対応は、災害対策本部の班体制に準じて担当する。

第4節 区災害対策本部の設置

区災害対策本部（以下「区本部」）の設置または廃止並びに運営等については、次に掲げるところによります。

1 区本部長

区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、区長（区長が登庁できないときは、区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱に定める代理者）とします。

2 設置基準

区本部を設置する基準は、原則として次のとおりとします。

- (1) 市本部が設置されたとき。
- (2) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象等（大雨、暴風、高潮、波浪及び暴風雪）に関する特別警報のうち、いずれかの特別警報又は複数の特別警報が発表されたとき（大雪に関する特別警報のみ発表されたときは、第7部雪害対策による。）。
- (3) 区域において、総合的な災害応急対策を実施する必要があると認められる規模の風水害による被害が生じたとき。
- (4) 区域において河川の堤防の決壊又は氾濫が生じたとき。
- (5) その他災害応急対策を実施するうえで、区本部を設置する必要があると認められるとき。

3 設置手続

区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を市長（市本部長）に報告するとともに、区本部設置構成機関及び区内防災関係機関等に連絡します。

4 廃止基準

区本部長は、次の場合には、区本部を廃止することができます。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間にあつては、あらかじめ、市本部長の承認を得なければなりません。

- (1) 区域において、災害の発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき。
- (2) その他区警戒本部に縮小することが適当であると認められるとき。

5 廃止通知

区本部長は、区本部を廃止するときは、速やかに、その旨を市長（市本部長）に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内防災関係機関等に通知します。

6 資機材等の確保

区災害対策本部の開設及び運営に必要な施設を確保するため、区本部が設置される庁舎の管理者等は、次の措置をとります。

(1) 区本部

区本部は、原則として区役所内のあらかじめ指定した場所に開設します。

区本部を設置したときは、区長は、直ちに区本部を運営するために次の措置をとり、防災行政用無線設備の保全等区本部の機能を確保します。

区本部の開設に必要な資機材等	<ul style="list-style-type: none"> ・区災害対策図板 ・被害状況表 ・携帯ラジオ ・テレビ ・可搬型無線機 ・その他必要な資機材
確保する通信機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政用無線（固定系、移動系） ・横浜市アマチュア無線機の機能 ・危機管理システム
自家発電設備、携帯発電機等確保する非常電源	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備の点検整備 ・各区所有の携帯発電機の機能点検及び燃料等の確保

7 組織・運営

区本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「横浜市災害対策本部条例」、「横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程」及び「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」に定めるところによります。

(1) 組織

ア 区本部長

区長をもって充てます。

イ 区副本部長

副区長、福祉保健センター長、福祉保健センター担当部長、土木事務所長、資源循環局事務所長、水道局事務所長、消防署長をもって充てます。

ウ 地区隊長及び消防地区本部長

次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める者をもって充てます。

地区隊	隊長
土木事務所地区隊	土木事務所長
資源循環局事務所地区隊	資源循環局事務所長
水道局事務所地区隊	水道局事務所長

消防地区本部長は緑消防署長をもって充てます。

エ 区本部各班長

次の表の左欄に掲げる班長は、同表右欄に定める者をもって充てます。

各班	各課
庶務班	総務課長
情報班	区政推進課長
避難者・駅対応班	地域振興課長
ボランティア班	学校連携・こども担当課長
諸証明班	戸籍課長
拠点班	税務担当課長
被害調査班	税務課長
医療調整班	福祉保健課長
衛生班	生活衛生課長
援護班	高齢・障害支援課長
保育・教育施設班	こども家庭支援課長
遺体安置所運営班	生活支援課長
物資・輸送班	保険年金課長

(2) 職務内容

ア 区本部長

- (ア) 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括
- (イ) 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)及び区本部各班長に対する指揮命令
- (ウ) 各地区隊長及び消防地区本部長への指示又は要請
- (エ) 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請

イ 各地区隊長及び消防地区本部長(土木事務所長、資源循環局事務所長、水道局事務所長、消防署長)

- (ア) 所管する災害応急対策の実施
- (イ) 区本部長からの災害応急対策の指示又は要請について対応するが、消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に 応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報する。

ウ 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)

- (ア) 区本部長の補佐
- (イ) 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理

エ 区本部各班長(課長)

班員に対する指示

オ 班員(係長、職員)

班長の指示に基づく災害応急対策

(3) 運営

- ア 区本部長は、区本部班長、地区隊長、消防地区本部及び関係機関からの被害情報等に基づき、区域における災害応急対策を実施します。
- イ 区本部長は、区域における被害状況等について、市本部に報告します。
- ウ 地区隊及び各局出先機関は、必要に応じて、区本部に連絡員を派遣します。
- エ 区本部長は、必要に応じて、区本部会議を開催します。
- オ 区本部会議構成員は、区本部会議において、各班(各隊)の配備体制と緊急措置事項、対応概要等を区本部長に報告します。
- カ 区本部会議には、必要に応じて、区防災対策連絡協議会の構成機関等の出席を求めます。
- キ 区本部長、区副本部長、班長(隊長)等が不在の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行います。

8 区本部の組織及び事務分掌

(1) 勤務時間内の初動体制

事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を区本部で選定し、その選定業務を中心に実施します。

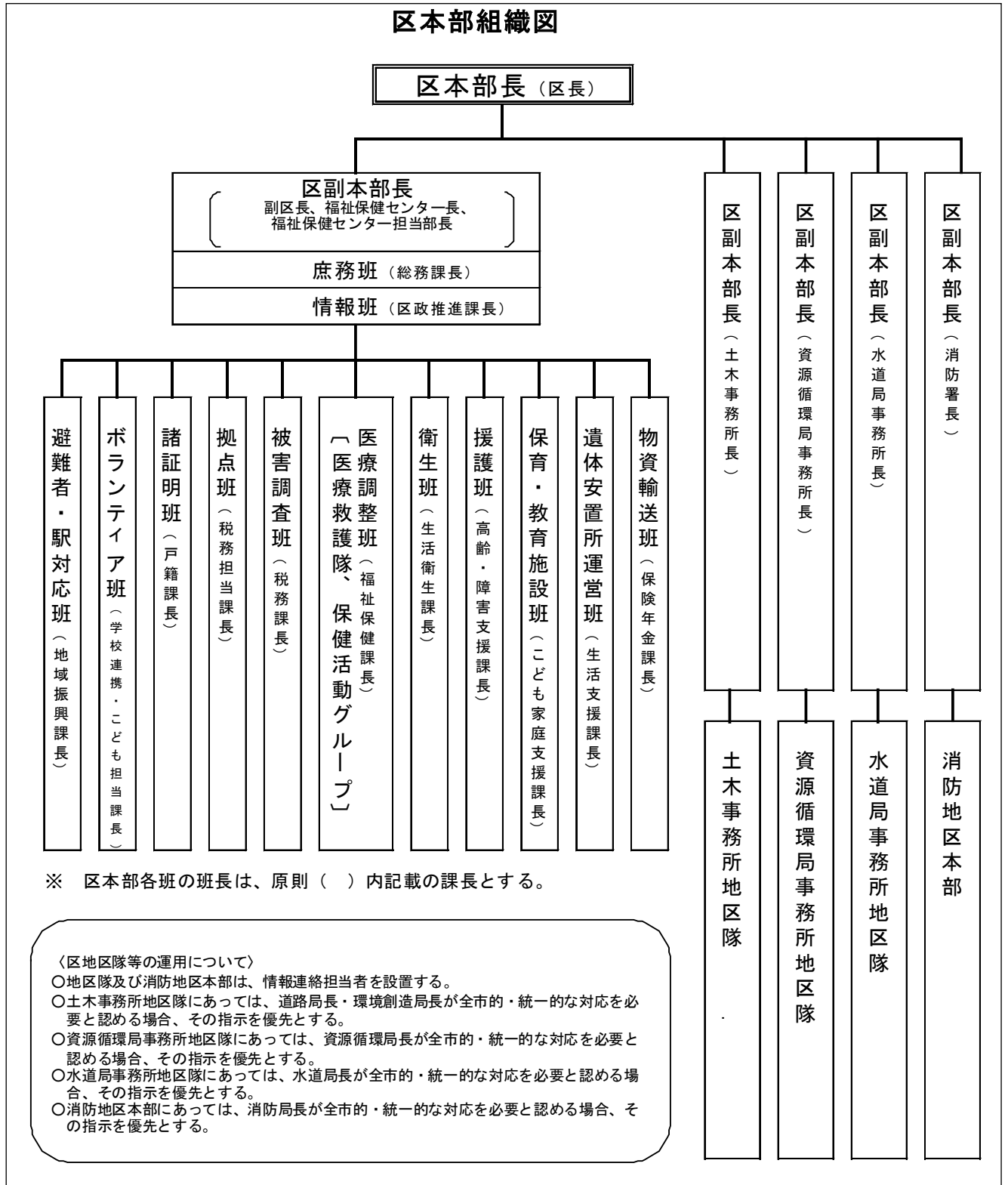
(2) 勤務時間外の初動体制

動員した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を、動員状況に基づき順次実施していきます。

(3) バックアップ体制

職員へのバックアップ体制として、交代要員及び保育対応等の職員の確保を考慮します。

区災害対策本部の組織構成



緑区災害対策本部事務分掌

班	事 務 分 掌
<p>庶務班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長命令の伝達に関すること。 3 区本部の庶務及び記録に関すること。 4 区本部内各班の連絡調整に関すること。 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 6 報道及び広報対応に関すること。 7 災害関連情報に関すること。 8 区災害対策計画の立案及び実施に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。 10 避難勧告等に関すること。 11 職員応援要請に関すること。 12 支援職員の受入れに関すること。 13 他都市応援職員の受入れ等に関すること。 14 職員の動員に関すること。 15 職員の厚生に関すること。 16 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 17 食料、飲料、燃料等の確保に関すること。 18 庁舎の管理保全に関すること。 19 所管車両の保全に関すること。 20 区本部の予算、経理に関すること。 21 区災害応急対策計画の策定に関すること。 22 区災害復旧計画の策定に関すること。 23 災害救助法適用時における救助経費求償関連事務の実施に関すること。 24 他の班の所管に属さないこと。 25 その他特命事項に関すること。
<p>情報班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。 2 災害関連情報の収集分析及び伝達に関すること。 3 被害状況（人的・物的）の集約に関すること。 4 応急対策活動の集約に関すること。 5 災害関連情報の広報に関すること。 6 通信機器等の保全に関すること。 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関すること。 8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関すること。 9 指定管理施設の被害状況に関すること。
<p>避難者・駅対応班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 一時避難所、避難所、帰宅困難者一時滞在施設の避難者の把握に関すること。 2 補完施設の被災状況の把握に関すること。 3 避難者の安全確保に関すること。 4 二次災害防止に係る避難誘導に関すること。 5 主要駅等での情報収集・広報に関すること。 6 被害情報等の収集・伝達に関すること。 7 帰宅困難者対応に関すること。 8 帰宅困難者一時滞在施設の運営または支援に関すること。 9 その他必要な事項に関すること。

ボランティア班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関する事。 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関する事。 3 必要なニーズ等の広報に関する事。 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。
諸証明班	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡届の受理及び火埋葬許可に関する事。 2 建物等（火災以外の被害）の罹災証明の発行に関する事。 （災害救助法が適用された場合。消防局消防地区本部と協力して実施。）
拠点班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の開設及び運営に関する事。 2 避難場所及び周辺地域の被災状況（死者、負傷者等）、運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関する事。 3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関する事。 4 避難者の対応に関する事。 5 避難者への情報提供・広聴に関する事。 6 市民が任意に設置した避難場所の把握に関する事。 7 避難者の生活相談に関する事。
被害調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内の被害状況の調査に関する事。 2 建物等の被害認定調査の実施に関する事。 （災害救助法が適用された場合。消防局消防地区本部と協力して実施。） 3 災害廃棄物の解体・撤去申請の受付に関する事。
医療調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設救護所の設置及び運営に関する事。 2 負傷者の医療援護に関する事。 3 医薬品、医療資器材等の調達に関する事。 4 医療機関の被災状況の把握に関する事。 5 診療可能医療機関の情報提供に関する事。 6 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関する事。 7 患者搬送に係る連絡調整に関する事。 8 精神保健医療相談窓口の開設に関する事。 9 避難場所等の巡回診療に関する事。 10 被災者の保健活動及び保健活動グループに関する事。
衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消毒及び衛生に関する事。 2 生活衛生に関する事。 3 飲料水及び食品の衛生確保に関する事。 4 動物の保護収容に関する事。 5 感染症の発生予防及び拡大防止に関する事。
援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関する事。 2 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関する事。 3 避難場所等の要援護者の状況把握に関する事。 4 要援護者の福祉避難所の受入れに関する事。 5 被災者の生活相談に関する事。 6 福祉避難所の閉鎖及び要援護者移送に関する事。 7 応急仮設住宅への入居募集に関する事。 8 災害弔慰金、災害援護資金等に関する事。 9 被災者生活再建支援金に関する事。 10 義援金に関する事。 11 その他要援護者の支援に関する事。

保育・教育施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育・教育施設等からの情報収集・情報提供に関すること。 2 保育・教育施設等との連絡調整に関すること。 3 区本部庶務班との連絡調整に関すること。 4 市立保育所の園児の安全確保に関すること。 5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に関すること。 6 市立保育所の保育の早期再開に関すること。 7 市立保育所の園児の引渡しに関すること。 8 緊急保育に関すること。
遺体安置所運営班	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体安置所の設置及び運営に関すること。 2 行方不明者の把握に関すること。 3 関係機関（県警、医師会、歯科医師会）との調整に関すること。 4 身元引受人のいない焼骨に関すること。
物資・輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区集配拠点の設置及び運営に関すること。 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関すること。 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関すること。 4 自動車、その他輸送手段の確保に関すること。 5 不足救援物資等の把握に関すること。
土木事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の被害状況の把握に関すること。 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 3 緊急輸送路等の確保に関すること。 4 路上障害物、放置車両の除去等に関すること。 5 河川、下水道管きよ、公園緑地の被害状況の把握に関すること。 6 河川、下水道管きよ、公園緑地に係る応急対策の立案、実施に関すること。 7 工事箇所の実施に関すること。 8 区本部等、作業隊、その他関係機関との連絡調整に関すること。
資源循環局事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 ふれあい収集の対象者等の安否確認に関すること。 2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収集・提供に関すること。 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関すること。 4 トイレ対策班への応援に関すること。
水道局事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に関すること。 2 断水や水道の復旧情報の提供に関すること。

※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。

※ 各地区隊及び消防地区本部にあっては、関係局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

第3章 職員の配置・動員

職員は、区本部が設置された場合等は、この計画で定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

第1節 職員の配備体制

1 警戒本部設置時の配備

区災害対策警戒本部長（副区長）は、区警戒本部を設置したときは、原則として災害対策配備基準表に定める1号又は2号配備を基本とした体制をとるものとし、災害等の規模及び態様に応じて、人員を増強又は縮小します。

2 災害対策本部設置時の配備

(1) 区本部長（区長）は、区本部を設置したときは、災害等の規模及び態様に基づき、災害対策配備基準表の3号、4号又は5号のいずれかの配備体制をとるものとしませんが、災害等の規模及び態様に応じて人員を増強又は縮小します。

ただし、市長が配備体制を示して配備指令を発令した場合は、その配備体制をとることとし、市長の承認がない限り、人員を縮小することができないものとします。

(2) 市本部が設置されていない間において区本部を設置した場合、区本部長は、前記(1)により配備体制を発令します。

3 配備基準

配備体制の内容及び発令基準は、次のとおりです。

なお、配備人員については、横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱に準じます。

また、各地区隊については、別に基準を定めます。

種 別	配 備 体 制	発 令 基 準	
警戒本部	1号配備	局地的な被害の発生が予想される場合、又は発生した場合に対応するため情報収集連絡及び小災害に対処できる体制	台風又は集中豪雨等により、局地的災害の発生が予想される場合に発令
	2号配備	局地的な災害が発生し始め、更に被害地域の拡大が予想される場合で応急措置及び防除活動を行うことができる体制	台風又は集中豪雨等により、局地的災害が発生し始めた場合に発令
災害対策本部	3号配備	災害の発生が数区にわたり、更に拡大の可能性が強く、災害防除の措置を強化し、災害の拡大を防止するために必要な諸般の応急活動ができる体制	市域を対象とする特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪）が発表された場合及び台風又は集中豪雨等により数区にわたって災害が発生した場合に発令
	4号配備	数区において被害が甚大となり、更に拡大の可能性が強く、災害防除及び救助体制を更に強化し、応急活動ができる体制	台風又は集中豪雨等により、数区で甚大な被害が発生し、更に市内全域に被害が拡大する可能性がある場合に発令
	5号配備	市内全域に被害が続発している場合又は増大しつつある場合で、緊急に総力をあげて対処する体制	台風又は集中豪雨により、市内全域に被害が続発している場合、又は増大しつつある場合に発令

4 勤務時間内の職員配置

区警戒本部又は区本部設置時は、区本部長の判断により、必要に応じて通常業務を一部縮小又は停止して、あらかじめ定めた任務分担に基づき配備につきます。

5 勤務時間外の職員配置

職員は、区警戒本部又は区本部が設置された場合、別に定める動員計画に基づき、又は第4部第2章第3節に基づき、職員は参集します。

各班長は、職員の参集状況に応じ、順次、優先して応急対策を実施する必要のある班を編成します。この場合、優先して編成する班にあらかじめ定められた職員以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命ずることができます。

なお、各配備体制に応じた職員が参集した時点であらかじめ定めた職員による班編成に移行します。

6 区本部への応援体制

- (1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。
- (2) 各局及び被害が少ない区は、自ら災害対応を行うとともに、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

第2節 職員の動員体制

1 動員命令

(1) 動員命令の発令

区本部長は、配備の指令を発したときは、その配備体制に基づき職員を動員します。

また、本市の動員対象全職員は、配備体制に基づき、それぞれの所属において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければなりません。

(2) 勤務時間外の参集

ア 動員命令が発令された職員は、早急に参集できるよう有効な手段を用いて、直ちに参集しなければなりません。

イ あらかじめ定められた職員は、動員の指令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により警戒本部設置基準に該当する気象警報等の発表を知ったときは、直ちに参集し、上司の指示を受けます。

2 動員対象者

項目	動員対象者の範囲
動員対象者	本市に所属する職員(横浜市以外の関係機関・団体等(※1)への出向・派遣職員を除く。)を動員対象者とする。ただし、次の場合については、動員対象としない。 1 長期にわたる病気や怪我などの身体的な理由により、災害応急対策を実施することが困難であると所属の区局長が認めた場合 2 災害発生時において、妊娠中又は出産後育児休業取得可能期間に相当する期間を経過しない等の状況にある職員で、災害応急対策に従事することが困難であると所属の区局長が認めた場合 3 その他所属の区局長が認めた場合

3 動員命令の伝達

勤務時間外における動員命令の伝達は、職員安否・参集確認メールによるほか、各課で事前に定めた連絡方法により行います。

第4章 情報の収集・伝達

第1節 情報受伝達方針

次の3項目とします。また、収集する情報の種類は次のとおりです。

- 1 災害応急対策には、区内の災害・被災情報の早期把握が重要となることから、区本部で正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援要請等の判断をします。
- 2 防災関係機関や市民等からの様々な情報についても整理・活用します。
- 3 災害時の広報活動は、人心の安定、災害応急対策の促進などの観点からあらゆる手段を用いて積極的に実施します。

第2節 情報の種類

情報区分	情報の概要
気象特別警報	横浜地方気象台が発表する横浜市域に関する特別警報（波浪、高潮特別警報を含む。）※特別警報は、法律上は警報の一種である。
気象警報	横浜地方気象台が発表する横浜市域に関する警報（波浪、洪水、高潮警報を含む。）
気象注意報	横浜地方気象台が発表する横浜市域に関する注意報（波浪、洪水、高潮注意報を含む。）
気象情報	横浜地方気象台が発表する警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完のための情報
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する情報
土砂災害緊急情報	大規模な土砂災害が急迫している状況において、国土交通省又は神奈川県が重大な被害の想定される区域・時期について発表する情報
土砂災害警戒判定メッシュ情報	土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生危険度を5km（メッシュ）毎に階級表示した情報
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に横浜地方気象台が発表する情報
水防警報	水防法第16条の規定により国土交通大臣及び神奈川県知事が指定した河川について発表する警報
洪水予報	国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同して発表する多摩川の洪水予報、又は京浜河川事務所と横浜地方気象台が共同で発表する鶴見川の洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）
河川情報	水防警報以外の、河川の水位、潮位等による河川等の状況（護岸等の被害を含まない。）に関する情報
災害情報	現場での活動を必要としている又は活動中の火災・建物崩壊・崖崩れなどの情報（災害の推移状況を含む。）
被害情報	災害により受けた、生命・身体・財産等の被害で、職員等が調査を実施して確定した被害の情報
避難情報	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、屋内安全確保の指示、避難場所の開設等の避難に関する情報
活動情報	本部運営状況、被災者に対する給水活動、食料の供給等の救助活動等の情報

第3節 気象庁（横浜地方気象台及び気象庁予報部）の行う気象等予報・警報

1 注意報、警報及び特別警報

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて注意報又は警報を行い、住民や防災関係機関の注意や警戒を喚起する。

(1) 一般の利用に適合する警報及び注意報の種類等

横浜地方気象台が発表する警報及び注意報の種類及び運用の概要は、次のとおりである。

警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。

注意報は、気象等の現象により、被害が予想される場合に行う。

警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報及び高潮警報とする。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く警報を「気象警報」と総称する。大雨警報に関しては、警戒が必要な災害（土砂災害、浸水害）について、その旨を示して発表する。

また、地面現象及び浸水に関する警報事項は気象警報に含めて行う。

注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、融雪注意報、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、なだれ注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報及び高潮注意報とする。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称する。また、地面現象及び浸水に関する注意報事項は、気象注意報に含めて行う。

さらに、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、神奈川県と横浜地方気象台が共同で神奈川県土砂災害警戒情報を発表する。

なお、警報・注意報の種類及び発表基準は、表1のとおりである。

(2) 特別警報の発表

特別警報は、横浜地方気象台が発表する一般の利用に適合する警報の一種で、警報の発表基準をはるかに超える気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合に行う。

なお、気象等に関する特別警報の種類及び発表基準は表2のとおりである。

(3) 水防活動の利用に適合する警報及び注意報

暴風雨、大雨、洪水、高潮により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に行うことになっている水防活動用の気象警報及び注意報は、前記(1)の大雨警報及び注意報の発表をもって代え、水防活動用の洪水及び高潮に関する警報及び注意報は、前記(1)の洪水及び高潮に関する警報及び注意報の発表をもって代える。

気象庁が発表する様々な情報について、Webサイトやテレビ、防災情報Eメールなどから情報を収集します。

また、これらの情報収集ツールは警報発表後も有効に活用します。

表1 警報・注意報の種類及び発表基準（地震津波、火山現象に関するものを除く。）

種類	基準要素	注 意 報	警 報
大雨 (浸水害)	表面雨量指数	11 以上	15 以上
大雨 (土砂災害)	土壌雨量指数	63 以上	109 以上
大雪	12 時間の 降雪の深さ	5 cm	10cm
洪水	流域雨量指数	各流域で以下の基準以上 矢上川=11.6、早瀬川=10、鳥山川=6.1、 大熊川=4.9、恩田川=14.2、有馬川=5.5、 境川=15.2、柏尾川=11.6、宇田川=5.1、 和泉川=6.1、相沢川=3.6、いたち川=8、 阿久和川=4.9、新田間川=9.1、大岡川= 12.8、今井川=5.6、帷子川=9.9、日野川 =6.3	各流域で以下の基準以上 矢上川=14.5、早瀬川=12.5、鳥 山川=7.7、大熊川=6.2、恩田川 =17.8、有馬川=6.9、境川=19、 柏尾川=14.6、宇田川=6.4、和泉 川=7.7、相沢川=4.6、いたち川 =10.1、阿久和川=6.2、新田間川 =11.4、大岡川=16.1、今井川=7、 帷子川=12.4、日野川=7.9
	複合基準 ※1	各流域で以下の基準以上 早瀬川=(5,10)、鳥山川=(5,6.1)、恩田川 =(5,15.2)、柏尾川=(5,11.6)、和泉川= (5,6.1)、いたち川=(5,8)、阿久和川= (9,3.9)、新田間川=(5,9)、大岡川= (5,12.8)、今井川=(5,5.6)、帷子川= (8,7.9)、鶴見川=(8,15.8)	各流域で以下の基準以上 鳥山川=(9,5.3)、柏尾川= (9,12.6)、和泉川=(11,4.1)、い たち川=(9,7.5)、阿久和川= (9,7.3)、大岡川=(9,12.9)、今井 川=(9,6)、鶴見川=(9,22.3)
	指定河川洪水予 報による基準	鶴見川（亀の子橋・綱島）	多摩川（田園調布（上）） 鶴見川（亀の子橋・綱島）
暴風	平均風速		25m/s
強風	平均風速	12m/s	
暴風雪	平均風速		25m/s で雪を伴う
風雪	平均風速	12m/s で雪を伴う	
波浪	有義波高	1.5m	3m
高潮	潮 位	東京湾平均海面上 1.4m	東京湾平均海面上 2.3m
雷		落雷等により被害が予想される場合	
乾燥	湿 度	最小湿度 35% 実効湿度 55%	
濃霧	視 程	陸上 100m 海上 500m	
霜	最低気温	4℃（発表期間は原則として 4 月 1 日 ～ 5 月 20 日）	
低温	最低気温	夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬期：最低気温－5℃以下	
融雪		※2	
なだれ		※2	
着氷・ 着雪		著しい着氷、着雪が予想される場合	

注1 神奈川県「記録的短時間大雨情報」は、1時間雨量が100mmを超えた場合に発表する。

※1 複合基準は、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

※2 「融雪注意報」及び「なだれ注意報」に関しては、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であることから具体的な基準は定めていない。

表2 特別警報の種類及び発表基準（地震津波、火山現象に関するものを除く。）

（気象庁ホームページに掲載

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun.html>）

特別警報	大雨	台風や局地的大雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

現象の種類	特別警報の指標
大雨	<p>次の①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合</p> <p>① 48時間雨量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km四方の格子（メッシュ）が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現した場合</p> <p>② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現した場合（ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント）</p>
暴風	<p>伊勢湾台風級（中心気圧930hpa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合</p> <p>・台風については中心気圧、風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域における大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表</p> <p>・温帯低気圧については風速50m/sが予想される地域における大雨・暴風（雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表</p>
高潮	
波浪	
暴風雪	
大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

※ 横浜の雨に関する50年に一度の値 48時間雨量：363mm、3時間雨量：137mm、土壌雨量指数：229

※ 横浜の50年に一度の積雪深値：31cm（ただし、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、あくまで参考値として示されているもの）

第4節 情報受伝達体制等

1 通信手段の確保

区本部長（区長）は、次に示すあらゆる通信手段を活用して、情報受伝達体制の確保に努めます。

- (1) 本市の保有する無線通信網
- (2) 危機管理システム
- (3) ホットライン
- (4) 加入電話及び庁内電話
- (5) ファクシミリ
- (6) アマチュア無線等
- (7) LINE WORKS
- (8) 伝令の派遣

2 情報収集員

地区隊長、各局出先機関班長は、必要に応じて、情報収集員を区本部に派遣し、地区隊との情報連絡にあたらせます。

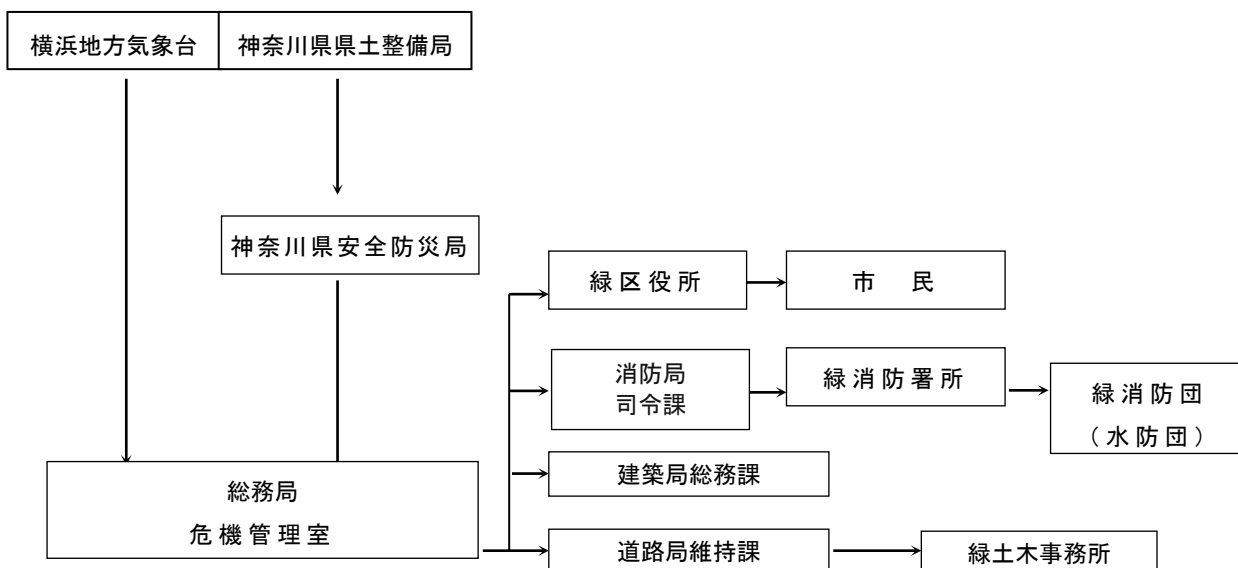
なお、人員等により区本部に派遣することが困難な場合には、区本部からの人員派遣を要請するほか、情報収集に常に配慮することとします。

また、区本部長（区長）は、必要に応じ、情報収集員1名以上を市本部に派遣し、区本部との情報連絡にあたらせることができます。

第5節 土砂災害警戒情報の受伝達

市内土砂災害警戒区域等における土砂災害警戒情報は、次の受伝達系統図により伝達されます。

土砂災害警戒情報受伝達系統図



区本部長（区長）は、必要に応じて、所管する施設の管理者等に連絡し、施設利用者へ伝達します。

なお、区長は、土砂災害警戒区域内に地下街等及び要援護者施設がある場合には、ファクシミリやEメール等により土砂災害に関する情報等を伝達します。

区本部長（区長）は、神奈川県土整備局砂防海岸課が提供する土砂災害警戒情報を補足する情報を把握し、避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急））の発令の参考とします。

※ URL <http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

また、土砂災害警戒情報の発表対象地域は、次の2つに分割されます。

発表対象地域	地域
横浜市北部	鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区
横浜市南部	西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区

1 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、土砂災害が土壌中の水分が多いほど発生の可能性が高く、また、何日も前に降った雨が影響している場合もあるため、これらを踏まえた土砂災害の危険性を示す新たな指標として、土壌雨量指数を使用しています。

※ 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。地表面を5km四方の格子（メッシュ）に分けてそれぞれの格子で計算しています。

2 避難勧告の伝達方法

土砂災害警戒区域に土砂災害警戒情報が発表された場合や崖崩れの前兆現象（斜面に湧水や亀裂の発生、小石がパラパラ落下）の通報を受けた場合は、区本部長（区長）は即時に避難勧告を発令し、車両による対象区域内の巡回広報、対象世帯への戸別訪問・ポスティング、自治会長への個別電話連絡、防災情報Eメール、区ホームページ等により、その旨を伝達します。

第6節 水防警報の種類、内容及び発表基準等

国土交通大臣及び神奈川県知事は、あらかじめ指定した河川及び海岸について、水防法第16条第1項に基づく水防警報を行います。その種類、内容及び発表基準は次のとおりです。なお、水防警報の「準備」が発表された場合は、区警戒本部を設置します。

水防警報の内容と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	①出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの ②水防機関の出勤機関が長引くような場合に、出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの	気象、予警報等及び河川、海岸等の状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関の出勤を準備させる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量、その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき。または水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報により、または既に氾濫水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に降下したとき。または氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

表 水防警報を行う緑区内の河川

① 国土交通大臣が水防警報を行う河川（水防法第 16 条第 1 項に基づく昭和 30 年建設省[現国土交通省]告示第 1178 号による指定）

河川名	支部名	担当水防管理団体	区	域
鶴見川	横浜川崎治水 川崎治水センター	横浜市 川崎市	左岸 都筑区川向町 634 番地の 1 地先の高速道路下流端から海まで 右岸 港北区小机町城下 1795 番地から海まで	

② 神奈川県知事が水防警報を行う河川（水防法第 16 条第 1 項）

河川名	支部名	担当水防管理団体	区 域		
			自	至	
鶴見川	川崎治水センター 横浜川崎治水	川崎市 横浜市	左岸 川崎市麻生区岡上 1 番地先 右岸 同 423 番地先	東京都界から	左岸 都筑区川向町字南耕地 609 番の 1 地先高速道路橋下流端まで 右岸 港北区小机町字城坂下 1795 番地先高速道路橋下流端まで
恩田川	横浜川崎治水	横浜市	左岸 青葉区恩田町 1146 番地先 右岸 緑区長津田町 2579 番地先	東京都界から	鶴見川合流点まで
梅田川	横浜川崎治水	横浜市	左岸 緑区三保町 968 番地先 右岸 同字東谷 854 番地先	三保橋から	恩田川合流点まで
鴨居川	横浜川崎治水	横浜市	左岸 緑区鴨居町 1513 番の 1 地先 右岸 同 1457 番地先	J R 橋から	鶴見川合流点まで

表 水位観測所（緑区関連）

洪水予報・水防警報の発表、避難判断水位到達情報の通知により防災体制をとるため、内部監視用等のために設置された水位観測所は次のとおりである（水位はメートルで表示）。

観測所名	河川名	水防団待機水位（通報水位）	水防団準備水位	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	天端の高さ	支部名	担当水防管理団体名
末吉橋	鶴見川	2.20	—	2.70	—	3.40	4.95	川崎治水センター	川崎市
綱島	鶴見川	3.00	3.10	3.50	4.00	4.80	6.00	横浜川崎治水	横浜市
亀の子橋	鶴見川	5.30	5.40	5.80	5.90	6.80	8.30	横浜川崎治水	横浜市
落合橋	鶴見川	3.50	3.60	4.50	4.75	5.90	7.20	横浜川崎治水	横浜市
寺家橋	鶴見川	2.75	2.85	3.50	3.90	4.80	5.80	横浜川崎治水	横浜市・川崎市
浅山橋	恩田川	2.40	2.50	3.20	3.20	3.45	4.80	横浜川崎治水	横浜市
神明橋	梅田川	0.70	0.80	1.20	1.85	2.00	2.60	横浜川崎治水	横浜市
住吉橋	奈良川	—	—	—	(1.50)	(2.50)	3.10	—	横浜市
住撰橋	岩川	—	—	—	(1.50)	(2.50)	2.80	—	横浜市

表 水防警報発令の水位条件整理

平成 30 年 8 月現在

事務所名	待機	準備	出動	指示	解除	備考
横浜川崎治水	水防団待機水位±0cm	水防団待機水位±10cm	氾濫注意水位±0cm		水防団待機水位を下回り 30 分経過	水位低下傾向時、再度「待機」発令あり

※ 状況により発令する（明確な基準を定めていない）水防警報については、空欄としている。

※ 運用上の発令要件であるため、この条件によらない場合もあることを留意すること。

表 緑区へ水防警報を行う河川の経路表及び水位観測所

水系	河川名	行政区名	水位観測所
鶴見川	鶴見川	鶴見区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	末吉橋、綱島、亀の子橋、落合橋、寺家橋
	恩田川	緑区、青葉区	浅山橋
	梅田川	緑区	神明橋
	(鴨居川)	緑区	

注1 ()内の河川は、神奈川県知事が水防警報を行う河川とされているが、基準水位観測所の設置がないため、実際には水防警報が行われていない河川

第7節 鶴見川洪水予報の受伝達

京浜河川事務所と気象庁横浜地方气象台とが共同で発表する鶴見川洪水予報は、本市関係区局に伝達します。緑区は、鶴見川亀の子橋が該当します。

1 洪水予報の種類と発表基準

(1) 氾濫注意情報

氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき。

(2) 氾濫警戒情報

避難判断水位に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位（危険水位）に達すると見込まれたとき。

(3) 氾濫危険情報

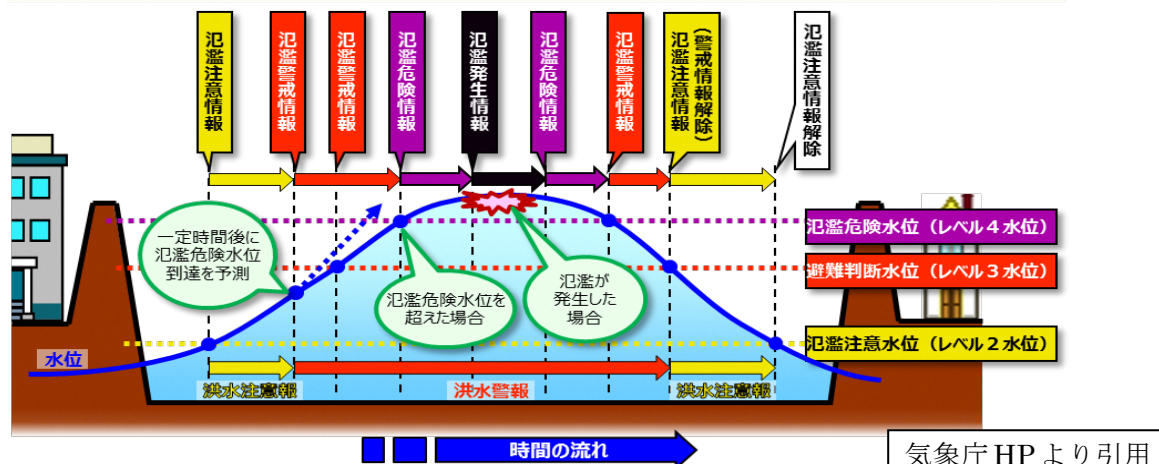
氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。

(4) 氾濫発生情報

氾濫が発生したとき。

指定河川洪水予報の標題

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
○●川氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫の発生（氾濫水の予報※）	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】
○●川氾濫危険情報（洪水警報）	氾濫危険水位（レベル4水位）に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】
○●川氾濫警戒情報（洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位（レベル4水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（レベル3水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】
○●川氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】



2 緑区対象予報地点及び水位

河川名	予報地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
鶴見川	亀の子橋	5.30m	5.80m	5.90m	6.80m

第8節 災害情報の収集、報告及び記録

1 情報収集・伝達の原則

災害情報については、市本部と区本部との情報受伝達は防災行政無線（ホットライン）の活用を原則とします。

防災行政無線（ホットライン）が使用できない場合及び他施設との情報受伝達については本市の無線通信網を活用することとし、次いで加入電話及び庁内電話、パソコン・携帯電話のEメールなど、あらゆる通信手段を活用します。

2 区本部から市本部への報告

区本部は、次の情報を収集し、市本部に速やかに報告します。

なお、市本部への報告の際には、区内の被害状況などの情報を関係機関に共有します。

(1) 発災直後の情報事項

人的被害、物的損害及びその他の応急対策上必要な情報について、目視や巡回、住民からの通報等により収集します。

(2) 中間報告

被災状況全般を集約し、報告します。

(3) 最終報告

被害の発生が概ね終息し、さらなる被害拡大のおそれなくなった時点で、被害最終報告をします。

3 報告する被害種別

人的被害	死者数、行方不明者数、負傷者（重症、軽傷）数
住家被害	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の棟数、世帯数、人員数
非住家被害	全壊、半壊、一部破損、浸水、その他の浸水の棟数
その他の被害	田畑の流出・埋没又は冠水面積、文教施設の被害箇所数（1施設1箇所とする。）、病院の被害箇所数（1施設1箇所とする。）、道路の被害箇所数、橋りょうの被害箇所数、河川の被害箇所数、港湾の被害箇所数、砂防施設の被害箇所数、清掃施設の被害箇所数、土砂災害の箇所数、鉄道不通の箇所数、被害船舶の隻数、断水戸数（水道）、供給停止戸数（ガス）、通話不能回線数（電話）、停電戸数（電気）、ブロック塀の被害箇所数、その他の被害箇所数等
罹災世帯数、罹災者	〇〇世帯、〇〇人

4 災害情報の記録

区本部は、災害情報を緊急度、重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録することとします。

また、事後の振り返り・検証等のため、活動内容を記録・整理し、保存しておくとともに、必要に応じて、写真・ビデオ等による撮影を行います。

第9節 災害時広報・報道

区本部は、住民の不安の解消やデマによる混乱を防止し、市民生活の安定化を図るほか、被災者の生活再建を促進することをねらいとし、保有する様々な機能を活用して、被害情報、応急対策活動等の状況及び生活関連情報等を広報します。

また、上空からの広報が必要と判断したときは、区本部は総務局危機管理室に対し、上空からの広報を要請します。

1 災害時広報

時間の推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、避難勧告・指示情報、応急対策活動等の状況、医療情報、ライフライン等の状況及び生活支援情報等について、広報を行います。

2 災害時報道

区内の被害状況等の報道機関への発表は市本部が行います。

第10節 広聴・相談活動

1 臨時区民相談室の開設

被災者の生活相談や援助業務の一環として、区役所や避難場所等で状況に応じて臨時区民相談室を開設し、要望、苦情等をお聞きし、生活支援活動の参考にします。

2 災害時コールセンターへの情報提供

市本部が設置された場合、横浜市コールセンター内に災害時コールセンターが立ち上がるので、必要な情報を提供し市民からの問合せに対応します。

3 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。

また、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所等を設置し、親身な相談活動の実施に努めます。

第5章 防災関係機関等との相互連携

横浜市の災害対応機能を補完するため、防災関係機関と応急活動及び復旧活動に必要な協定等を締結し、大規模な風水害に備えます。

1 相互応援協定の締結

応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化します。

2 緑区災害対策連絡協議会の開催

区域内の防災関係機関と協調し、緑区災害対策連絡協議会を開催し、応急活動及び復旧活動での連携強化を図ります。

第6章 区内公共施設への災害時の対応

第1節 基本的事項

1 関係機関の連携

区内公共施設を所管する課、他区、局及び消防署等の関係機関は相互に緊密な連携をとるとともに、災害の発生に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておきます。

2 初期対応

区内公共施設の特殊性等を考慮し、次の事項を効果的かつ速やかに実施します。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 利用者の安全確保
- (3) 施設の保全、指示の徹底
- (4) 災害の状況に即した適切な対応

第2節 応急活動

1 連絡体制

(1) 所管施設との連絡等

区本部は、気象注意報、警報その他の情報等について、所管施設に伝達するとともに、施設の特殊性等を考慮し、状況に即して必要な指示の伝達、被害情報等の取りまとめを実施します。

(2) 市本部への連絡

区役所の所管する公共施設に被害が発生した場合は、無線ファクシミリ、ホットライン等により市本部（総務局危機管理室）に速報します。

2 区内公共施設の活動

(1) 緑区各課及び関係区局との連携

区内公共施設の施設管理者（指定管理者を含む。）は、利用者、来訪者の特性、施設所在地域の気象、環境等の異変等に十分注意し、所管区局及び関係区局等に対し、必要な連絡・報告等緊密な連携に努めるものとします。

(2) 要援護者を対象とする施設の対応

要援護者を対象とする福祉施設等においては、避難、誘導及び保護者等に対する連絡等が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を定めておくとともに、災害が発生し、又はそのおそ

れがある場合は、時期を失することなく、適切な対応を実施します。

また、応急対応を実施した場合、被害が発生した場合等においては、速やかにその旨を所管区局等に報告し、必要な措置等の指示を受けるものとします。

第7章 災害種別ごとの応急対策

第1節 水防活動

1 水防活動の内容

(1) 河川等の監視、警戒

道路局河川部、緑土木事務所、緑消防署等は、随時、区域内の河川等（下水等の内水を含む、以下同じ）を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに道路局河川管理課（道路局情報収集班）を通じ、河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。

(2) 水防用資器材の調達

緑土木事務所は、水防活動に伴う必要な資器材として、本市水防倉庫備蓄資器材を使用するとともに、緊急調達の方法についてあらかじめ定めておきます。緊急調達してもなお不足する場合は、神奈川県横浜川崎治水水防支部長に対して資器材の提供を要請します。

(3) 決壊等の通報及び決壊後の措置

ア 決壊等の通報

道路局長、総務局長及び区本部長は、堤防等が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を該当する河川に応じ神奈川県横浜川崎治水水防支部、厚木土木東部センター水防支部、横浜川崎治水川崎治水センター水防支部及び氾濫が予想される隣接市町村に通報します。また、鶴見川（国土交通省管理区間）の決壊等については、京浜河川事務所に通報します。

イ 決壊後の措置

堤防等が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合、区役所及び消防署は住民の救出及び避難を第一に行い、土木事務所は横浜建設業防災作業隊等の機関と協力し決壊箇所に応じた水防工法を行い、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めます。

2 水防活動の業務分担

水防活動は、総務局、環境創造局、道路局、消防局及び区警戒本部（区本部）が密接に連携を図り実施します。

また、現場活動においては、区警戒本部（区本部）、消防署（消防地区本部）、消防団、所轄警察署等が相互に連絡をとり、効果的に実施します。

総務局	1 大雨、洪水等の気象注意報・警報及び台風に関する情報の各区局への通報 2 水防警報の各区局への通報 3 被害情報の収集及び集約 4 複数の区にまたがる広域的な避難の準備、勧告又は指示
環境創造局	1 水再生センター、ポンプ場の操作の確保 2 公共下水道施設に係る被害状況の把握 3 公共下水道施設の建設工事箇所の被害防止措置の実施
道路局	1 水防警報の各土木事務所への伝達及び配備指令 2 道路、河川・水路等の被害状況把握と総務局への報告 3 道路、河川・水路等の被害箇所の応急対策立案・実施

区警戒本部 (区本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理システムや危機管理室から受信した気象に関する様々な情報を土木事務所(土木事務所地区隊)及び区域の防災関係機関へ通報 2 土木事務所(土木事務所地区隊)、消防署(消防地区本部)、警察署へ連絡し、気象の悪化が予想される場合は重点区域に対して厳重な警戒巡視や、事態に即応した措置を実施 3 区域の被害状況の集約し、市本部への報告 4 区域住民に対する広報の実施 5 避難勧告等の発令及び避難所開設の実施 6 大雨により河川等の増水が予想される場合、土木事務所及び消防署への親水拠点等河川安全パトロールの要請
土木事務所 (土木事務所地区隊)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水害を未然に防止するため、管内の河川、遊水池等の水位観測及び重要水防箇所等の監視 2 建設工事現場において、工事現場あるいはこれに伴う市民への二次的な被害が予想される場合、建設現場での二次災害発生を未然防止策の実施 3 水防工法を実施する必要がある場合、横浜建設業協会緑区会作業隊に対する出動等の指示や技術的な指導 4 河川等から溢水するおそれがある場合や堤防の決壊場所等において、水害防止又は軽減を図るため、積土のうやせき板等による水防工法の実施 5 降雨や河川の水位等の情報収集 6 区警戒本部(区本部)、消防署(消防地区本部)、県の関係機関との連絡調整 7 管内の河川、下水道施設(水再生センター、ポンプ場を除く)の被害状況を把握し、被害箇所には応急措置の実施。また、環境創造局、道路局への連絡 8 大雨により河川等の増水が予想される場合、区警戒本部(区本部)からの要請による、親水拠点等河川安全パトロールの実施

※消防署(消防地区本部)及び消防団の活動は、緑消防署で別途定める。

第2節 土砂災害応急対策

1 早期の避難対策

区本部長(区長)は、市ホームページを活用し、区域の降雨量や土壌雨量指数を把握するとともに、消防署(消防地区本部)、土木事務所(土木事務所地区隊)及び住民等と協力し、大雨警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたとき、又は区域内に相当の降雨があったときは、次により住民等の早期の避難対策を講じます。

なお、区本部長(区長)は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地としてあらかじめ指定した区域の住民等に対して避難勧告を発令します。その他の崖地についても、住民等から前兆現象の通報等により、適宜、避難勧告等が発令します。

住民等は、前兆現象を発見した場合、区役所(区警戒本部、区本部)に連絡するとともに、切迫した状況と判断したときは自主的に避難する等の適切な行動を行います。

(1) 事前の避難

具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり避難するよう、具体的な指導を行います。

(2) 崖地の緊急警戒・巡視

区本部は、緑消防署、緑警察署と協力して、崖崩れ災害の発生が予想される場合は、次の箇所を中心に崖地の警戒・巡視体制を強化します。また、必要に応じて建築局の崖防災に係る指定・代替職員に対し応援要請を行います。

- ア 急傾斜地崩壊危険区域（特に工事施工前、施工中のものを重点に行う。）
- イ 土砂災害警戒区域等
- ウ 宅地造成中の箇所（施工者への災害防止指導）
- エ 災害経歴箇所（特に最近崖崩れがあった箇所を重点に行う。）

2 救出・救護対策

負傷者、死者、行方不明者が多数発生した土砂災害においては、必要に応じて現地災害対策本部を市主導で設置し、被災した住民等の安否を確認するとともに、防災関係機関と連携・協力して二次災害の防止に留意しつつ行方不明者の捜索・救出を行うこととなります。

その際の、区本部の主な役割は次のとおりです。

(1) 応援の要請

救出にあたり、重機等が必要なときは、横浜建設業緑区会防災作業隊等に応援を要請します。

(2) 仮設救護所の設置

土砂災害により負傷者が多数発生した災害現場においては、必要に応じて仮設救護所を設置し、医療救護班の医師の指示のもとに重症度選別を実施し、迅速な救護活動を実施します。

3 二次災害防止対策

(1) 崖の監視

行方不明者等の捜索活動、応急工事等に当たっては、区役所（土木事務所地区隊を含む。）、消防隊、消防団、警察官などが協力し、降雨等の気象状況に十分な注意を払うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について監視を行います。

(2) 被災宅地の調査

豪雨等に伴い宅地災害が広範囲に発生した場合、被害の発生状況を迅速に、かつ的確に把握するため「被災地宅地危険度判定士」の協力を得て調査を行います。

(3) 警戒区域の設定等

安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難勧告等を継続するとともに、第5部第2章「警戒区域の設定及び立ち退き」に定めるところにより、警戒区域の設定、立ち入り規制等必要な措置を行います。

(4) 再崩壊の防止

区本部は、緑土木事務所、緑消防署、緑警察署と協力し、降雨継続時においては、作業の安全を確保した上で、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により再崩壊の防止に努めるものとします。

土砂災害が起き、放置すればさらに崩壊を生じて、人命・財産等の被害が拡大する等、いわゆる二次災害が発生するおそれのある場合には、横浜建設業緑区会防災作業隊に応急仮設工事の実施を依頼します。

(5) 応急対策事業等の実施

崩壊した崖面に防災シート被覆等を行うなどの応急資材整備事業及び応急仮設工事について、それぞれの実施要綱に基づき実施します。

第4部：台風接近前の応急対策

第1章 情報収集と分析

風水害の被害の発生は、地震と異なり一定の予測が可能なことから、事前に情報収集と分析を行い、その発生を予想することで、事前対策を講じます。特に、近年勢力が強大化している台風については、集中豪雨と違いかなり前からの事前予測及び事前対策が可能です。

第1節 情報収集ツール

第3部第4章「情報の収集・伝達」に記載の情報収集手段やテレビの気象情報やデータ放送等を活用し情報を収集します。

第2節 情報分析

情報収集後、速やかに収集した情報を分析し、今後の災害発生危険の予測等に役立てます。

1 警報等の種類

今後発生する災害危険の予測には、どのような気象警報が発せられる可能性があるかを検討します。

(1) 特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）

重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと判断されるような、「数十年に一度」というレベルの暴風、大雨、大雪などが予想される場合に発表されます。

(2) 警報（大雨、洪水、暴風、波浪、暴風雪、大雪）

崖崩れや河川のはん濫など、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表されます。

(3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報が発表されている時に、1時間に100ミリを超す降水量を観測したときに発表する防災情報です。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき発表する防災情報です。

2 情報の分析

収集した情報を基に、台風の今後の発達見込及び進路などを予測するとともに、過去同程度の台風による気象状況と照らし合わせることにより、本市上空を通過するときの状況を予測します。

第2章 初動体制の事前検討

台風の接近に伴う情報収集と分析を基に配備体制を検討し、防災行動計画（何時（いつ）、何を、誰が）の考え方を基本とした事前対策を図ります。

第1節 情報分析結果に基づいた被害予測

前章により分析した結果に基づくほか、過去の被害状況の確認を実施することにより、被害の発生予測を行います。また、被害発生予測に伴う、避難所開設方針を決定します。

第2節 警報等発表予測

情報収集の結果及び情報分析に基づき、警報発表時間等の予測を立てます。特に台風の場合は、速度、進路等刻々と変化する最新情報を参考に、適宜修正します。

第3節 参集者の選定

台風接近時は、通常の警報発表に伴う輪番体制より早い段階、かつ厚めの配備体制が必要であり、前2節に基づき、公共交通機関の運行状況等を勘案しながら、職員の配備体制を決定します。

なお、配備体制の原則は次のとおりです。

1 総務課輪番班

輪番班体制を解除し、原則として総務課職員を全員配備とします。

2 各課初動対応グループ

配備号数にかかわらず初期参集メンバーに指定します。

3 配備対象者

1～3号配備体制の職員のうち、責任職を優先として、順次配備強化を図ることとします。

4 土木事務所

状況に応じた土木事務所の判断により、配備体制の強化を図ります。

第4節 防災宿日直の運用

台風の最接近が閉庁日又は夜間となることが予想される場合、又は警報発表が閉庁日となることが予想される場合には、総務課防災担当を中心とした宿日直体制を臨時的に運用します。

第5節 情報共有の徹底

緑土木事務所、緑消防署、緑警察署との情報共有を密にするとともに、臨時部課長会議等を早期に開催し、事前の情報提供及び情報共有の徹底を図ります。

また、各課長を中心に事前の情報収集結果により臨時部課長会議等の開催が予想される場合は、各課職員への台風の状況及び、災害発生並びに災害対応の可能性（予想の範囲）について、随時周知していくこととします。

第3章 避難勧告等の発令が予想される場合の事前調整

前記第1章により、事前の被害及び警報等の発表並びに台風の最接近時間等の予測に基づき、避難勧告等を発令する可能性が高いと判断したときは、事前に次の調整を行います。

第1節 被害が発生するおそれのある地域への広報活動

河川のはん濫、堤防等の決壊のおそれがある地域や、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域内で被害が発生するおそれのある地域については、避難勧告等の発令に備え、スピーカーを搭載した公用車による広報及びポスティングによる周知等を実施します。

また、区本部は広報活動等の協力を緑消防署、緑警察署又は必要に応じて緑土木事務所へ依頼します。

第2節 指定緊急避難場所、指定避難所の選定

住民が避難行動を実施する場合の受け入れ先として、災害の種類や規模、範囲等に応じて最も適した避難場所等をあらかじめ選定します。

- 1 地域防災拠点
- 2 地区センター又は自治会館などの比較的近隣の安全な場所
- 3 その他、避難場所に適した施設

第3節 施設管理者への連絡

それぞれの避難場所の管理者等に対して、開設についての協力を事前に依頼するとともに、夜間等不在時の避難場所等の開錠方法等についての方針を決定します。

第4節 情報発信の準備

避難勧告等の発令に備え、緑区ホームページ、FAXによる情報発信の準備や、広報案文などを事前に作成しておきます。

第5節 災害対応車両の配車計画

避難勧告等の発令時は、情報発信とともに広報活動が重要であることから、職員の配備体制に基づき、車両の確保及び広報活動に従事する職員の選定を進め、事前に配車計画を作成します。

第5部：避難と受入れ

第1章 避難勧告等

風水害による災害が発生するおそれがある場合等において人的災被害の発生を未然に防止し、並びに災害の発生が予測される地域の住民等の迅速な避難を行うため、住民等のとるべき避難行動、避難勧告等の発令及び実施、警戒区域の設定、被災者の受入れに必要な避難場所の開設及び運営等について定めます。

第1節 避難行動の考え方

1 避難行動の原則

「避難行動」は、数分後から数時間後に起こるかもしれない災害から「命を守るための行動」であり、居住地の地形、住宅構造、家族構成等によりとるべき避難行動や避難のタイミングが異なることから、風水害等の自然災害に対しては、住民等が自らの判断で避難行動をとることが原則です。住民等は降雨等の状況や前兆現象の確認に自ら努め、切迫した状況と判断したときや避難勧告等が発令された場合は、速やかに自宅等の状況に応じあらかじめ決めておいた避難行動をとります。

2 避難行動

(1) 立ち退き避難（水平避難）

避難場所、近くの高台、公園など安全な場所に避難します。

感染症禍では、密集・密接・密着を避けるため避難場所だけではなく、安全な親戚や友人宅等へ分散避難をします。

(2) 屋内での安全確保措置

ア 建物の2階以上などへの避難（垂直避難）

屋内の2階以上の安全を確保できる高さへの移動

イ 建物内の安全な場所で待避（屋内待避）

夜間や危険が差し迫っている場合など、屋外へ避難するとかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、建物内のより安全な場所で待避します。

第2節 避難勧告等

風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、住民等の迅速かつ円滑な避難行動を促すとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要があります。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」を発令します。

また、大雨等によりすでに浸水が始まっており、足元が見えない等の状況の場合や、竜巻のように、災害の性質や発災時の状況によっては、あらかじめ指定した避難場所等に避難することでかえって危険が及ぶおそれがあることから、状況に応じて自宅等の屋内や近隣の建物の2階以上に避難して身の安全を確保する『屋内での待避その他屋内における避難のための安全確保に関する措置』をとるよう指示します。

第3節 避難勧告等の発令

避難勧告等は、各区において「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、区本部長名（区長名）で行います。ただし、複数の区にまたがるような広域的な避難を行う必要があるときは、市本部長名（市長名）で行います。

また、避難勧告等を発令する場合には、事前に総務局危機管理室との連絡を密にし、継続的な協議を実施します。

1 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始

区本部長は、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった状況である場合や、気象状況の見込み等により避難が必要な状況が夜間や早朝になると想定される場合に、避難行動が必要な地域を示して発令します。その他の人は避難の準備を整え、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促します。

2 【警戒レベル4】避難勧告・【警戒レベル4】避難指示（緊急）

区本部長（区長）は、災害のおそれがある場合等において特に必要と認める地域の住民等に対し、避難行動をとらせる必要が生じた場合に避難行動が必要な地域を示して発令します。

避難勧告・避難指示（緊急）の発令時には、指定緊急避難場所等への避難とともに、外が危険な場合には屋内での安全確保措置をとることを併せて伝達します。

(1) 河川

種類	洪水予報河川 (鶴見川、多摩川)	水位周知河川	
		神奈川県水防計画に定められた基準水位観測所において	横浜市が独自に設置した水位観測所において
高齢者等避難開始 【警戒レベル3】 避難準備・	<input type="checkbox"/> 「避難判断水位」に到達し、上流域の降雨等により、引き続き、水位の上昇が見込まれる場合 <input type="checkbox"/> 漏水等が発見された場合 <input type="checkbox"/> 台風が夜間から明け方に接近、通過し、大雨警報等の発表など多量の降雨が予想される場合（夜間から明け方に避難勧告の発令が予想される場合）		
【警戒レベル4】 避難勧告	<input type="checkbox"/> 「氾濫注意水位」を超えた状態で、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合 <input type="checkbox"/> 「氾濫注意水位」を超えた状態で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、大雨警報等の発表など多量の降雨が予想される場合		<input type="checkbox"/> 急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合 <input type="checkbox"/> 台風が夜間から明け方に接近、通過し、大雨警報等の発表などの多量の降雨が予想される場合
	<input type="checkbox"/> 「氾濫危険水位」に到達し、上流域の降雨等により、引き続き、水位の上昇が見込まれる場合 <input type="checkbox"/> 異常な漏水等が発見された場合		

避難指示 (緊急) 【警戒レベル4】	<input type="checkbox"/> 越水・溢水のおそれがある場合 <input type="checkbox"/> 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 <input type="checkbox"/> 決壊や越水・溢水の発生又は「氾濫発生情報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合
---	---

◆ 最大規模降雨による浸水想定区域に対する避難勧告等の発令

「最大規模降雨による浸水想定区域」に対する避難勧告等の発令基準は次のとおり。

発令者	市長
発令の目安	大雨特別警報が発表され、その後関係機関から助言※された場合
対象エリア	最大規模の浸水想定区域全域に発令（徐々に拡大しない）

※ 「最大規模の降雨による浸水想定区域」…

平成 27 年の水防法改正により、「洪水浸水想定区域」の対象とする降雨が、「河川整備の目標とする降雨」から「想定し得る最大規模の降雨」に高められたことから、国及び県により浸水想定区域の見直しが進められています。なお、平成 30 年 3 月時点で、鶴見川水系、多摩川水系、帷子川水系、境川水系、大岡川水系において最大規模降雨による浸水想定区域が指定・公表されています。

※ 助言…横浜地方気象台からの「最大規模の降雨」の予想や京浜河川事務所からの水位情報の助言を受けた場合

※ 市長が勧告等を発令するまでの間は、従来どおり、「計画規模の浸水想定区域」を参考に、各区長が避難勧告等を発令

(2) 土砂

種 別	基 準
高年齢者等避難開始 避難準備・ 【警戒レベル3】	<input type="checkbox"/> 日没から日出までの間に、「土砂災害警戒情報」の発表が予想される場合 <input type="checkbox"/> 昼間でも、台風などにより「土砂災害警戒情報」の発表が予想され、風雨の影響により避難に支障が生じる可能性があり、市民に早めの避難を呼びかける必要がある場合
避難勧告 【警戒レベル4】	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 土砂災害の前兆現象が発見された場合
避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 土砂災害が発生した場合 <input type="checkbox"/> 土砂災害の前兆現象が発見された場合 <input type="checkbox"/> 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

3 解除の目安

基準に該当しなくなると認められるとき

4 立ち退き避難が必要な住民等に求める行動

(1) 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始

ア 要援護者は、立ち退き避難する。

イ 立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。

ウ 特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、避難場所等へ立ち退き避難することが強く望まれる。

(2) 【警戒レベル4】避難勧告

ア 避難場所等へ立ち退き避難する。

イ 小河川・下水道等による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。

ウ 避難場所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内安全確保をとる。

(3) 【警戒レベル4】避難指示（緊急）

ア 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。

イ 避難場所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内安全確保をとる。

5 屋内での安全確保措置の指示

区本部長（区長）は、竜巻等の突風災害が発生した場合や災害の拡大により危険が切迫し、かつ、夜間や激しい降雨時、道路冠水時など避難路上の危険箇所の把握が困難な場合等屋外への避難を行うことにより、かえって避難中に被災する可能性がある場合に屋内での安全確保措置の指示を発令します。

第4節 避難勧告・避難指示（緊急）等の伝達及び避難誘導

避難の勧告・指示、屋内での安全確保措置の指示の実施は、避難を必要とする現地の状況に応じて、区役所職員、消防署員等が行うものとし、警察署等の防災関係機関の協力を得て、人命の安全確保を最優先に実施します。

また本市以外の機関の行う避難の指示等の実施は、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条及び自衛隊法第94条等の規定に基づき行います。

1 伝達方法

区本部及び消防地区区本部は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、広報車による広報も含め戸別訪問、自治会長への個別電話連絡、防災情報Eメール、緊急速報メール、緑区ホームページなどあらゆる手段を活用して避難勧告等を伝達し、町の防災組織等の協力を得て避難誘導を行います。

2 聴覚障害者への伝達

区本部は事前登録している聴覚障害者に対し、災害時緊急情報をファクシミリにより配信します。

3 避難勧告等にあたっての国・県等の助言

区本部長（区長）は、避難勧告等の発令にあたり必要があると認める場合は、横浜地方気象台、京浜河川事務所等の国の機関、県等から災害に関する情報等の必要な助言を得ることができます。助言を求められた国の機関、県等は、その所掌事務について可能な範囲で助言を行います。また、土砂災害の発生又は発生のおそれがある場合に発令した避難勧告等を解除する際にも、土砂災害防止法第32条に基づき、必要に応じて県等の助言を得ることができます。

4 避難・誘導方策

区本部長（区長）は、消防、警察、地元自治会及び関係機関の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導に努めます。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の自力避難が困難な要援護者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力も得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めます。

5 住民等への情報伝達

区本部長（区長）は、土砂災害警戒情報が発表されたときや崖崩れの前兆現象を把握したときなど土砂災害の発生が予想される場合は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難勧告等を発令し、住民等に伝達します。特に、具体的に危険が予想される災害警戒区域の住民等に対しては、個別伝達に努めます。

6 避難勧告等の解除

区本部長（区長）は、避難勧告又は指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示するとともに、広報車による対象区域内の巡回広報、対象世帯への戸別訪問・ポスティング、自治会長への個別電話連絡、防災情報Eメール、緑区ホームページ等により、その旨を伝達します。

7 報告等

(1) 区本部長（区長）が避難勧告等を発令した場合

区本部長（区長）は、避難勧告等を発令したときは、次の報告事項を無線ファクシミリ又は無線ホットラインにより速やかに市本部長へ報告します（解除のときも同様に報告します）。

なお、避難情報の報告にあたっては、迅速性が必要なことから、次の報告事項のうち、明らかになった事項から報告し、順次、情報を追加します。

報告事項	<ol style="list-style-type: none">1 避難勧告等の発令日時2 避難の対象地域3 避難対象世帯数及び人員数4 収容対象施設（学校名、所在地等）5 その他必要な事項
-------------	---

(2) 関係機関等への連絡

区本部長（区長）は、所轄警察署に対し、その内容を通報します。

(3) 各避難所の活動報告

区本部長（区長）は、開設した避難場所での活動を、市本部長の指示に基づいて報告します。

第2章 警戒区域の設定及び立ち退き

市長は、災害対策基本法第63条に基づき、「災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、区民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる」ことができます。

第3章 指定緊急避難場所の開設・運営

風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民に対して避難勧告等を発令した場合は、原則として、小中学校等のあらかじめ選定した避難場所（指定緊急避難場所）を開設します。

ただし、災害の規模、被災状況等に応じては、地区センター又は、自治会館などを開設する場合があります。

1 施設管理者への連絡

それぞれの避難場所の管理者等に対して、避難場所開設についての協力を事前に依頼するとともに、夜間等不在時の避難場所の開錠方法等についての方針を決定します。

2 避難場所への受入れ体制

区本部は、避難勧告等を行い、避難場所を指示した場合は、職員を派遣し、必要な措置を講じるとともに学校長等その施設管理者に通知します。

また、必要と認めるときは、指定緊急避難場所以外の施設等について、施設管理者等の同意のうえ避難場所として開設します。

なお、早めの避難行動に対応できるよう、開錠等については必要に応じて地域の協力を得ることで、迅速な開設を図ります。

3 報告等

区本部は、避難場所における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項の確認を行い、その状況を市本部に報告します。

第4章 指定避難所への被災者の受入れ・運営

災害により被害を受け、自己の居住場所を失った者を一定期間受入れる必要がある場合は、次により指定避難所やその他の公共施設へ受入れます。

1 被災者の受入れ

(1) 受入対象者

指定避難所等への受入れ対象者は、住家が被害を受け、日常生活を営む場所を失った者とします。

(2) 受入割当て

区本部長は、受入れにあたっては、被災者の居住地域を勘案して適切な受入れ割り当てを行います。

(3) 受入期間

応急受入れ施設への受入れ期間は、被災者の罹災前の住居を復旧、新築する等、住宅を確保することができるまでの間、又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。この場合、教育施設等に関しては、応急教育の実施に支障のない範囲及び期間とします。また、その他の公共施設についても、可能な限り早期に施設利用を再開できるよう配慮します。

2 応急受入施設の維持管理

区本部は、避難者への生活必需物資の供与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等受入れ施設の維持管理について関係局長との総合的な連絡調整にあたります。

区本部は、し尿、ごみ処理については資源循環局事務所、給水については水道局事務所、要援護者対策については健康福祉局長、外国人対策については国際局長に協力を要請します。

3 報告等

区本部は、受入れ施設の開設時期、受入れ世帯・人員、被災者の状況、救援物資等の供給状況等について市本部長に報告します。

4 運営の主体

区職員を主体として運営することとし、避難所となる施設の管理者、関係者及び町の防災組織にも協力を依頼します。

5 物資の提供及び供給要請

区本部は、避難勧告等によって避難した区民に対し、区内の防災備蓄庫の物資を活用するなど、必要に応じて避難生活等に必要な給食及び寝具等の提供を行うことができます。

また、区本部は、防災備蓄物資に不足が生じた場合には、総務局長に対し、方面別備蓄庫の物資の使用を要請します。

なお、災害救助法が適用され、救助が市長に委任されたときは、同法に基づく救助を被災者に対して行います。

6 配意事項

避難所の運営に際しては、高齢者や乳幼児をかかえる家庭及び妊婦等に配慮した女性専用スペース並びに要援護者の男女別々のスペースを確保します。また、ショックやストレスにより妊娠中の女性は切迫早産等の危険度が高まることが予想されることから、一般の被災者とは別に休息できるスペースを確保します。

第5章 帰宅困難者対策

社会的に大きな影響をもたらす災害により、鉄道を中心とした交通機関が、一定期間停止することが想定されるため、必要な体制整備を図ります。

1 一時滞在施設への誘導

区本部は、主要駅等における混乱を防止するため、避難者・駅対応班（地域振興課）を派遣し滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等と連携して、災害情報等の広報及び施設誘導等を実施します。

2 開設・運営

(1) 開設時期

鉄道が長期にわたり運行停止になる場合で、市・区災害対策本部のいずれから要請があったときは、電話やファクシミリ、帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在NAVI』等を利用して、区内の一時滞在施設の状況等を把握して開設時期を決定します。

連絡が取れない一時滞在施設については、補充的な場所と同様に、自転車・バイク等を活用した巡回により情報収集を行います。

(2) 開設要請

開設時期の決定に基づき、一時滞在施設の管理者に対して、施設の開設・運営を区災害対策本部から要請し、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報の提供等についても依頼します。

区本部は、電話やファクシミリ、帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在NAVI』等を利用して、施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を実施します。

なお、事前に指定された一時滞在施設以外についても、災害発生時に任意に提供された避難スペースも、可能な限り情報の把握に努め、同様の支援を実施します。

3 一斉帰宅の抑制

災害が発生した日時によっては、各種団体を通じて、事業者や学校等に対して一斉帰宅の抑制を呼びかけます。

また、鉄道機関の運休状況や復旧見込み等の情報を、ホームページやSNS等で広報することにより、主要駅周辺等での混乱を防止します。

第6章 物資の供給

台風等、予測が可能な風水害に関しては、事前の準備が可能であるため、避難者は食料などを持参することを原則とします。しかし、急な浸水や土砂災害などにより、持参することができない場合、区本部は「横浜市災害救助物資備蓄要綱」及び「災害応急対策事業実施要綱」に基づき、被災者に対して、本市の備蓄する物資を供給します。

第1節 供給方法

- 1 区本部は、地域防災拠点、区役所等で備蓄している物資を被災者に供給します。
- 2 救援物資等は、開設されている避難場所等への直送を原則としますが、区集配拠点が必要な場合は、区本部の判断により、職員を派遣し、被災状況等を確認のうえ、拠点を開設します。
- 3 区役所で管理する備蓄物資が不足するときは、市本部物資チームに、物資の供給を要請します。

第2節 備蓄物資で不足する場合の食料調達

区本部は、本市の備蓄する物資が不足したとき、又は不足のおそれがあると認められるときは、横浜市災害時物資受入・配分マニュアルに基づき食料を調達します。

- 1 区本部は、被災者数を集計し、必要な物資の品目及び数量を把握します。
- 2 区本部は、備蓄物資による供給が不足する場合は、市本部に調達を要請します。
- 3 区本部の補完的調達
 - (1) 「食料・物資の確保に関する協定」を締結している区内の小売業者から調達します。
 - (2) 区本部は、市本部による供給を補完するため、区内に店舗を有する大規模小売業者（大手スーパー等）から、市が締結した協定に基づき店頭在庫を優先的に調達します。

第7章 災害医療

第1節 災害医療における指揮統制

1 医療調整、保健活動に関する権限の付与

市本部医療調整チーム及び区本部医療調整班には、災害発生直後の混乱が予想される中で迅速に意思決定できるよう、あらかじめ医療調整及び保健活動に関する権限が付与されています。また、医療調整業務は専門性の高い領域であるため、市本部医療調整チームは、区本部医療調整班に対し、市本部運営チーム統括班を介することなく、医療調整活動に関して直接指示することができます。ただし、当該指示事項は速やかに市本部運営チームに報告することとします。

区本部医療調整班についても、庶務班を介することなく、直接、市本部医療調整チームに相談及び要望等を行うことができますが、相談及び要望した事項等は、速やかに区本部庶務班に報告することとします。

2 災害医療連絡会議の開催

区本部医療調整班は、災害の状況から必要と認めた場合は、災害医療連絡会議を開催し、災害現場における医療提供状況、医療機関における診療状況等に関する最新情報を相互共有し、それぞれの災害対応活動に反映させます。

第2節 医療救護活動

1 仮設救護所の設置

区本部医療調整班は、災害医療活動にあたり必要と認めるときは、消防地区本部（消防署）、区本部各班等と調整し、災害現場、避難所等に仮設救護所を設置します。

なお、仮設救護所を設置した場合は、区本部医療調整班（福祉保健課）は、区本部及び市本部医療調整チームに報告します。

2 緑区医師会救護隊の要請

区本部医療調整班（福祉保健課）は、仮設救護所における医療提供のため、横浜市医師会救護隊規程に基づく救護隊の派遣が必要と認めた場合は、市本部医療調整チームを通じて緑区医師会医療救護隊の応援派遣を要請します。また、区本部医療調整班は区医師会と調整のうえ、必要に応じて登録看護職への協力を要請します。

3 医療救護隊の要請等

(1) 医療救護隊の要請

市本部医療調整チームは、災害に伴う避難所等が設置され、医療救護隊による巡回診療等が必要と判断した場合は、横浜市医師会、横浜市薬剤師会に対して、医療救護隊の出動を要請します。また、区本部医療調整班は、区医師会等と調整のうえ、必要に応じて登録看護職への協力を要請します。

(2) 医療救護隊の構成

医療救護隊は以下の基準に基づき1隊5人程度を基本とするが、職種や人数にこだわらず、災害の状況等に応じて臨機応変に構成します。

医師	看護職（※1）	薬剤師	業務調整員
1～2人	1～2人	1人	1人

※1 本計画における看護職とは保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

第3節 保健衛生活動

災害状況に応じて、保健衛生活動が必要と認められる場合は、区本部に配属されている保健師等は配属先の災害対応業務とは別に区本部医療調整班（福祉保健課）に集約し、保健活動グループとして避難所や在宅の巡回健康調査等を実施し、感染症対策やこころのケア等が必要な対象を把握し、相談や医療に結びつけるとともに、健康問題の発生を防ぐための保健指導や予防活動を実施します。同グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行います。

第4節 医薬品等の備蓄及び調達等

仮設救護所等で救護隊が使用する医薬品等は、薬局、休日急患診療所等に備蓄した医薬品等を使用します。

なお、医薬品等の不足が予想される場合は、区本部医療調整班は、区薬剤師会の協力を得て不足する品目の名称・数量を市本部医療調整チームに要請します。

第8章 生活衛生

第1節 動物の保護収容（避難所でのペット対策）

区本部衛生班は、避難者がペットを連れてきた場合等には、「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するためのルールづくり等について助言する。

第2節 防疫対策

「横浜市防疫対策実施要領」に基づく災害時の対応について」に基づき、被災状況の把握、被災状況の調査を行う。また、調査の結果に応じて、施設所有者に対し消毒の指示等を行う。

第9章 感染症患者への対応

健康福祉局長（健康安全班）は、横浜市保健所長及び区本部長（医療調整班）と協同して次の措置を講じる。

1 感染症発生状況の早期把握

被災地及び避難所における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努める。

2 患者の移送

入院勧告を必要とする感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、患者移送車により横浜市立市民病院等に移送する。

3 感染拡大防止措置

患者の家族等接触者の調査等を行い、他の患者の早期発見、感染症発生時の消毒指導及び広域的な対応等が必要な場合の消毒作業、感染経路の遮断等感染拡大防止の措置を行う。

4 避難所・避難場所での対応

職員は、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災拠点の開設・運営のポイント（令和2年6月危機管理室）」に基づき避難所・避難場所の開設・運営にあたる。

第10章 ごみ・し尿処理等

第1節 基本的な考え方

発災時におけるごみ処理等は、良好な市民生活環境の保全を図るうえで、衛生的・生理的・精神的な理由から最も緊急に解決しなければならない重大な問題であるため、被災地におけるごみ処理等を安全面に配慮しつつ、迅速かつ衛生的に集中して実施します。

第2節 風水害の発生が予想される場合

高潮、洪水、浸水等の風水害発生が予想される場合、資源循環局各班・各地区隊は、施設、機材等の保全策を講じ、処理体制に支障のないよう万全を期すとともに、緊急対応が可能な体制を整えます。

第3節 ごみ処理

1 活動体制

(1) 地区隊の所管区域

地区隊は、原則として現行の所管区域を担当します。

(2) 地区隊の応援体制

収集対策班（業務課計画係）は、各区の被災状況、必要車両台数を把握し、状況に応じ各区隊間の相互応援体制を組織します。

2 区本部の活動要請

区本部は、ごみ処理が必要な被災地区や避難所を認めたときは、その状況を事務所地区隊に報告し、処理を要請します。

- (1) ごみ処理の必要な場所（避難所の場合には、避難者数も）
- (2) ごみの種類、量

第4節 し尿処理

区本部は、し尿の処理が必要な被災地区や避難所を認めたときは、トイレ対策班（業務課）に次の事項を連絡し、し尿処理を要請します。

- 1 被災地区の町名と状況
- 2 収集の必要な避難所、避難者数等

第6部：行方不明者の搜索・遺体の取扱い

第1章 行方不明者の把握

第1節 届出の受理

区本部は、搜索が必要とされる者の届出窓口を開設し、搜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し記録します。

第2節 行方不明者の調査・確定

区本部は、死亡者名簿と避難者名簿の確認や地域防災拠点等における聞き取りを行い、届出のない所在不明者の安否確認を行います。

警察と相互に行方不明者、避難者、死亡者に関する情報を共有し、協力して突合作業を行い届出の重複や生存者の居場所などの確認を行うとともに、行方不明者数を特定するなどの確かな情報の把握に努めます。

第3節 後方支援活動

1 活動方針

区本部は、防災関係機関及び町の防災組織、地域防災拠点運営委員会、日赤奉仕団等の自主防災組織の協力を得て、搜索活動のための後方支援活動（警備、交通整理、広報等）を行います。

2 報告及び協力要請

区本部は、行方不明者の搜索、救出活動又は後方支援活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要に応じて関係各局長に対して、各種協定等に基づく関係機関・業者・団体等に対し消防応援、重機等の出動などの協力を要請します。

第2章 遺体の取扱い

第1節 遺体安置所

1 機能

遺体安置所の機能は災害で亡くなられた遺体を一時保管し、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有しています。

2 施設の指定

緑区では、緑スポーツセンターが遺体安置所として指定されています。

項目	内容・条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を行う。	緑スポーツセンター

3 開設・運営

遺体安置所の開設及び運営は区本部が行います。

また、区本部は、各施設状況に応じ指定した施設の設備、遺体搬入等の動線を確認の上、遺体安置所設営マニュアルを整備します。

第2節 遺体の取り扱い

1 遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の処置

区本部長は、検視・検案後、遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとり、「死体票」を作成のうえ納棺し氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。

なお、遺体の処置については、専門的な知識が必要であることから、葬祭業者等との訓練や協定の締結などを通じた平常時からの連携を促進し、必要な協力を得られる体制の確保に努めるものとします。納棺用品等の調達については、「災害時における棺等葬祭用品の供給などの協力に関する協定」に基づき、全日本葬祭業協同組合連合会神奈川県葬祭業協同組合及び（社）全日本冠婚葬祭互助協会に納棺及び納棺用品等必要資材の調達等を要請します。

2 身元確認

- (1) 区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。
- (2) 警察は、身元不明者の身元確認のため、神奈川県警察協力歯科医師等への協力要請を行います。

3 遺体の引き渡し

- (1) 区本部長と警察は検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。
なお、身元が確認できない遺体については、行旅死亡人として取り扱います。
- (2) 区本部長は、身元不明遺体については、行旅死亡人として、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管します。
- (3) 区本部長は、遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を公表し、遺族等の早期発見に努めます。

4 死亡者数の確定と広報

検視・検案を終えた遺体は死亡者数として計上し、計上に当たっては、市本部、区本部及び警察が死亡者名簿等の死亡者に関する情報を相互に共有し確定します。

区本部長は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、上記の共有情報をもとに警察と協議のうえ、統一的に行うものとします。

5 火葬

(1) 実施体制

ア 健康福祉局長は、区本部長、遺族から搬送された遺体の火葬を行います。

イ 区本部長は、遺体安置場所等から斎場等へ遺体を搬送する場合は、「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、（社）全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による搬送を要請します。

(2) 火埋葬等に関する手順の明確化

区本部が行う火埋葬許可書証等発行手続きについては、実施手順をマニュアル化し、遺族への相談に迅速に対応できるようにします。また、通常の実施手順に加え、国からの特例措置も想定した災害時用のマニュアルも作成して対応します。

(3) 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

第7部：雪害対策

第1章 想定される災害

市が想定する大雪による災害は次のとおりです。

想定される災害

人的被害	転倒、交通事故、除雪作業中の事故及び物的損壊に伴う死傷等
物的被害	家屋の損壊、農業用施設の損壊及び倒木による物的破損等
交通被害	道路交通の不通、鉄道・バスの運休等
ライフライン被害	電線及び電話線の切断による停電・断水及び通信の途絶等

第2章 応急対策

大雪に伴う活動について、区本部は、総務局、道路局、消防局及び交通局と密接に連携を図り、早い時期に除雪活動等を実施します。

なお、現場活動においては、区本部は、消防地区本部（消防署）、消防団、所轄警察署等と相互に連絡をとり、効果的に実施します。

第1節 防災組織体制

「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱」に基づき、気象状況の推移に合わせ、次により応急対策を実施します。

1 警戒体制

確立基準	市域を対象とする大雪注意報（12時間降雪の深さが5cm以上）が発表されたとき。
構成	区警戒本部を構成する署所
警戒体制時の措置事項	区長は、必要な資機材の点検、調達等活動体制の準備及び警戒本部に速やかに移行できる体制を確保する。また、勤務時間外は、常時連絡が取れる体制を確立し、必要に応じて職員の配備等を指示する。 また、降雪の状況により、除雪等必要な活動を実施する。

2 区警戒本部

設置基準	1号配備	1 市域を対象とする大雪警報（12時間降雪の深さが10cm以上）が発表されたとき。 2 区域において、積雪により都市機能の阻害が予想される場合又は被害が発生したとき。 3 市警戒本部長が指定する区 4 その他
	2号配備	1 市内全域に着雪し、低温及び長時間の降雪により積雪深の増加が見込まれるとき。 2 短時間に多量の降雪が始まり、積雪深の増加が見込まれるとき。 3 気象台等からの情報を総合的に勘案し、市警戒本部長が必要と認めたとき。
警戒本部長		区危機管理責任者（副区長）

構 成		区役所（土木事務所含む）、消防署
運 営	設置通知・ 廃止通知	区警戒本部を構成する部署へ通知し、市警戒本部に報告する。
	警戒本部会議	区警戒本部長は、情報交換や活動方針の協議のため、必要に応じて区警戒本部会議を開催する。
	職員の派遣	土木事務所長及び消防地区本部長は、必要に応じ、情報収集及び連絡調整のため、区警戒本部に職員を派遣する。
廃止基準		<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部が設置されたとき。 2 大雪警報が解除され、区内における活動がおおむね完了したとき。 3 その他必要と認められたとき。 （注）市警戒本部設置時に廃止する場合は、市警戒本部長の承認を得るものとする。

3 区本部

設置基準		<ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通機能の阻害及び、多数の被害が発生したとき。 2 区長が必要と認められたとき。 3 市域を対象とする大雪に関する特別警報が発表されたとき。 4 市本部長より区本部設置の指示があったとき。
本部長		区長
構 成		区役所（緑土木事務所を含む）、消防署
運 営	設置通知・ 廃止通知	区本部を構成する部署へ通知し、市本部に報告する。
	本部会議	区本部長は、活動方針の決定その他活動の統制を図るため、区本部員を招集し、本部会議を開催する。
	職員の派遣	土木事務所長及び消防地区本部長（消防署長）は、情報収集及び連絡調整のため、必要に応じて区本部に職員を派遣する。
廃止基準		<ol style="list-style-type: none"> 1 区内における応急活動がおおむね完了したとき。 2 区警戒本部に縮小することが適当であると判断されるとき。 （注）市本部設置時に廃止する場合は、市本部長の承認を得るものとする。

4 職員の配備

大雪時における職員の配備は、市防災計画第3部第6章「職員の配備・動員」に基づき、区内の実情を考慮して、動員予定者をあらかじめ定めておきます。

区警戒体制	連絡体制の確保、事前準備等に必要な人員で区の実情による。
区警戒本部	1号又は2号配備とするが、区局の実情により適宜増員又は減員する。 なお、警戒本部長は、市内の降雪状況や気象情報等を総合的に勘案し、体制の強化が必要と判断した場合は2号配備を発令する。
区 本 部	3、4、5号配備のいずれかの配備とするが、区局の実情により適宜増員又は減員する。

第2節 応急活動

1 情報の収集

区警戒本部（区本部）は、テレビ・ラジオ等の情報に注意するとともに、おおむね次の情報を収集し、市警戒本部（市本部）に報告します。

- (1) 積雪情報
- (2) 市民利用施設の状況
- (3) 職員配備状況
- (4) 活動状況
- (5) 被害情報（人的・物的）
- (6) 住民の避難情報
- (7) その他必要と認める情報

2 除雪対策等

- (1) 道路局、土木事務所（土木事務所地区隊）は、道路交通を確保するため、主要道路、バス路線などを重点に、早い段階から除雪活動を実施し、必要に応じて凍結防止対策を講じるものとします。
- (2) 消防署は、消防隊による消防水利確保のための除雪活動を行います。

3 避難所への被災者の受入れ

区役所では、家屋の損壊等による被災者が発生した場合、地域防災拠点、地区センター、スポーツセンター、公会堂などを避難所として提供し、暖房、毛布、食料等の供給などを行います。

4 帰宅困難者対策

公共交通機関の途絶により帰宅困難者が発生し、交通機関等から要請があった場合でやむ得ないときは、駅周辺の一時的滞在施設などを活用して受入れを行います。

第3章 業務内容

第1節 区本部

- 1 区警戒本部（区本部）等が必要とする情報の収集・伝達
- 2 危機管理システム等により受信した大雪に関する情報等の、土木事務所及び防災関係機関への通報
- 3 区役所利用者の安全確保
- 4 被災者等の発生に伴う避難誘導及び避難場所の開設
- 5 隣接区と協力した避難受入れの実施
- 6 避難者（帰宅困難者を含む。）に対する支援
- 7 区民への安全広報の実施
- 8 降雪状況及び被害状況の把握
- 9 市民利用施設等の利用情報に関する情報の提供

第2節 土木事務所地区隊

1 道路交通の緊急確保

- (1) 雪害対策道路等の決定

- (2) 通行規制区間の設定（警察署との協議による。）
- (3) 早期除雪活動の実施

2 転倒・スリップ事故等の未然防止

融雪剤、凍結防止剤の散布等による凍結防止措置の実施

第 8 部：被災者の生活援護と被害調査

第 1 章 市民生活の安定・復旧

1 生活相談

区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問合せ、相談、要望等に対応します。

区本部長は、臨時区民相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

区民の生活援護のために、区本部長は、規則等で定める規模以上の災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を、また、身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給します。

3 災害援護資金の貸付け

区本部長は、県内で災害救助法による救助が行われた災害により家財等に被害のあった者に対して、市条例に基づき災害援護資金の貸付けを行います。

また、災害救助法の適用に至らない小災害時には、緑区社会福祉協議会において、生活福祉資金の貸付相談等を受け付けます。

4 災害見舞金・弔慰金の交付

区本部長は、区内に居住する者及び区内で事業を営む者が災害による被害を受けたときは、被災者又はその遺族に対して、見舞金及び弔慰金を交付します。

なお、横浜市災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合には、交付しません。

第 2 章 被害認定調査と罹災証明

区役所及び消防署は、災害対策基本法第 90 条の 2 に基づき、次のとおり、遅滞なく被害認定調査を行い、罹災証明書を発行します。

第 1 節 被害認定調査

建物被害における全壊、半壊等の罹災程度については「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく被害認定調査により判定します。

被害認定調査の結果（全壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから、公平かつ公正な調査を実施します。

また、消防局（消防署）は災害対策基本法第 5 条第 3 項に基づき被害認定調査に協力します。

第 2 節 罹災証明書の発行及び罹災台帳の作成

罹災証明書は、被害認定調査によって判定した住家等の被害程度等について証明するもので、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づく支援金の支給や市税等の減免を受ける場合等に必要となるものです。被災者から申請があった場合は、「震災時の被害認定（火災を除く）及び罹災証明書発行の手引き」を準用し、発行するとともに、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を作成します。

第9部：火山災害対策

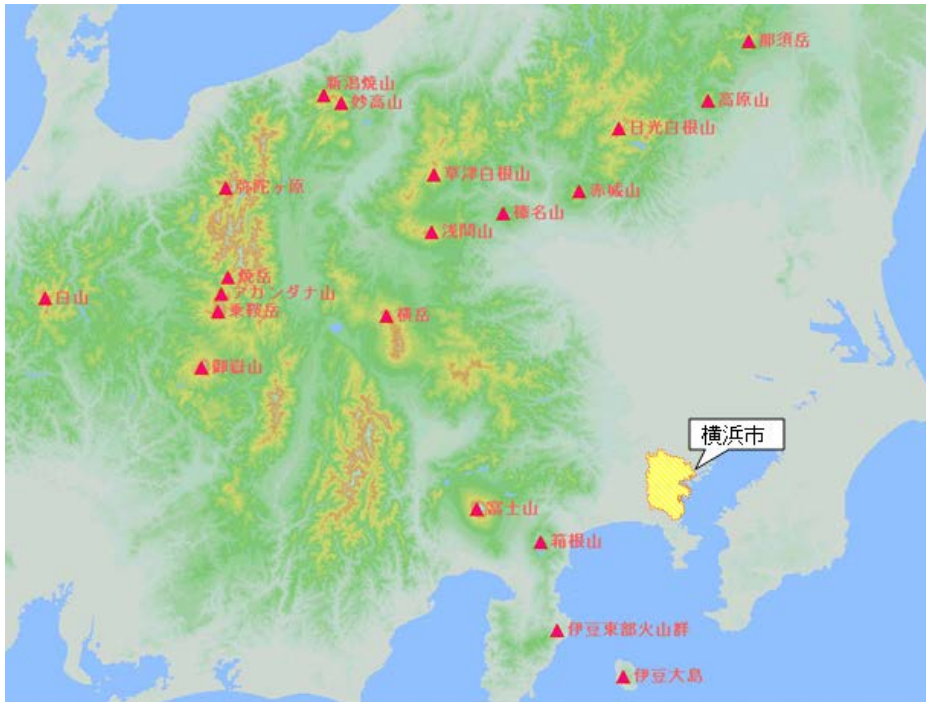
第1章 被害予測

第1節 火山の噴火による影響

1 本心周辺の活火山

本市周辺には、富士山をはじめとして、箱根山や伊豆大島など、複数の活火山があります。本市から最も近い活火山は、箱根山で、山頂から本市境まで約45km、富士山は、山頂から本市境まで約70kmの位置にあります。

《本市周辺の活火山》



2 本計画で対象とする噴火

本市においては、火山からの距離等の理由から、溶岩流や噴石等の影響はないとされており、主に富士山の噴火による「火山灰」の降下（降灰）による影響が大きいと予測されています。1707年に発生した富士山の宝永噴火のような大規模な噴火が発生する可能性は、小規模な噴火が発生する可能性に比べ低いとされていますが、今後そのような大規模な噴火や、それをさらに上回る噴火の発生の可能性も否定されていません。また、噴火の発生間隔に明確な規則性がないことから、将来の発生時期を予測することも困難であるとされています。

そのため、本計画では、これまで富士山で発生した最大規模の噴火（平成16年に「富士山ハザードマップ検討委員会」で想定された噴火）を対象とします。（宝永噴火等と同程度の噴出量：約7億 m^3 ）

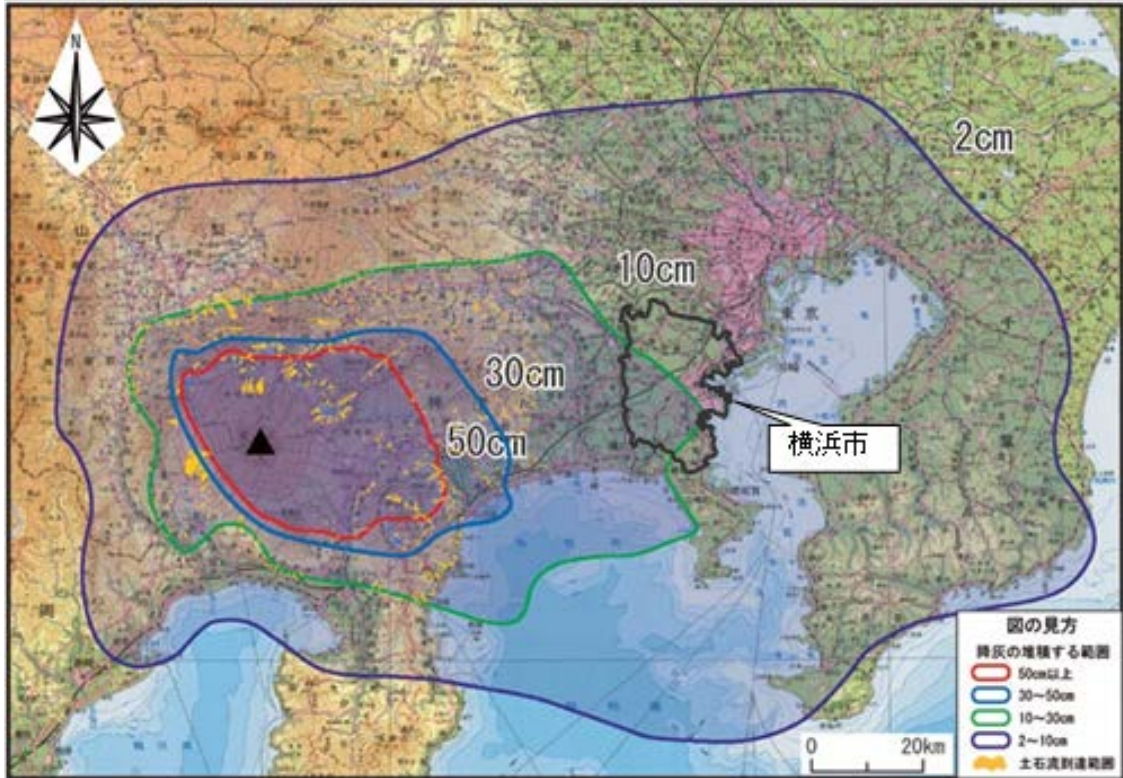
【火山灰】

噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm未満のもの。時には数十kmから数百km以上運ばれて広域に降下・堆積し、水質の変化や管路のつまり、健康への影響、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。

第2節 降灰予測

降灰は、一年を通した偏西風の影響で、富士山の東側に多く堆積すると予測されています。降灰は広範囲にわたり、家屋が倒壊する可能性のある30cmの堆積範囲は小田原市に達し、本市付近においては、土石流の発生する可能性が高くなる10cm前後の堆積が予測されています。

《富士山降灰可能性マップ》



※ このマップは、富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年に作成したもので、1707年の宝永噴火と同程度の大規模噴火を想定し、様々なケースの降灰の数値シミュレーション結果を包括した影響範囲図です。そのため、一度の噴火で全ての範囲に火山灰が堆積するものではなく、また、中小規模噴火の場合は、降灰の厚さがこれを下回ることとなります。

第3節 火山灰による被害

1 降灰の特徴と課題（富士山ハザードマップ検討委員会報告書より）

項目	留意すべき特徴、対応上の課題
発生条件	高い噴煙柱が形成された場合に大量降灰となる。
発生時間	噴火が始まってから降灰が降り積もるまで時間的余裕がある。
危険性	<ul style="list-style-type: none"> ・直接死傷する危険性はほとんどない。 ・火口周辺や風下など、高温の火山灰・火山れきが大量につもる場合は、木造家屋が火災を起こす危険性がある。 ・体育館などの避難所でも降灰の重量で被害を受けるものがある。 ・降灰中の屋外作業は転倒・車両走行不能・交通事故の危険性がある。 ・降灰により道路上で車両が立ち往生した場合にはその後の道路確保を困難にする。 ・交通機関が広域的に停止し、停電・信号故障が発生する可能性もあり、救援活動

	<p>も停滞する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・灰粒子浮遊により、航空機は飛べなくなる。 ・交通支障により、生活物資の搬送が行えなくなる。 ・東京などでも大量の帰宅困難者が発生する。 ・経済活動に広域的かつ甚大な影響を与える。 ・健康被害（気管支など）が多数発生する。 ・積もった降灰から火山ガスが発生する場合があります、風通しの悪い場所では火山ガス中毒の危険性もある。 ・降灰によって発生した土石流などによって流出した土砂が河床上昇を引き起こし、洪水氾濫の危険性が增大する。 ・土石流・浸水被害が続く。
範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の降灰は高層風によって運ばれるため、大量降灰域は東方を中心とする可能性が高い。 ・きわめて広範囲(南関東一帯)に降灰があるため、降灰域外への避難は不可能。
対応	30cm以上堆積すると建物に被害が出る可能性があるが、降灰の休止中に灰下ろしができれば被害を免れる
復旧	道路確保や市街地の復旧、河床上昇対策に多大な除灰作業が必要となる

2 被害の想定（富士山火山防災対策協議会より）

降灰量	規模	想定される被害など	対処法
64cm	極めて大量	60%の木造家屋が全壊	堅固な建物に避難
50cm		30%の木造家屋が全壊	
32cm		降雨時、30%の木造家屋が全壊	
30cm	大量	降雨時、木造家屋が全壊するおそれあり	危険であれば避難
10cm	極めて多量	降雨時、土石流が発生	屋内退避
5cm		道路が通行不能	
2cm		何らかの健康被害が発生するおそれあり	
1mm以上	多量	車の運転は控える。	外出を控えて窓を閉めるか、マスクなどで防護
1mm未満	やや多量	車は徐行運転となる。	
0.1mm未満	少量	車のフロントガラスに灰が積もる	

第2章 災害予防

第1節 火山情報の伝達体制

1 火山の監視・観測

気象庁では、気象庁本庁(東京)及び札幌・仙台・福岡の各管区気象台に設置された「火山監視・情報センター」において、活火山の火山活動の監視が行われています。

活火山のうち、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された、富士山や箱根山などの47火山については、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、地震計、傾斜計、空振計、GPS観測装置、遠望カメラ等の火山観測施設を整備し、関係機関(大学等研究機関や自治体・防災機関等)からのデータ提供も受け、火山活動を24時間体制で常時観測・監視が行われています。

これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には「警戒が必要な範囲」(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)を明示して噴火警報を発表しています。

2 噴火警報等の種類と発表

(1) 噴火予報・警報の種類

ア 噴火警報

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから、予想される影響範囲を付した名称(※)で発表されます。

※ 名称は警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」となります。なお、「噴火警報(居住地域)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられています。

イ 噴火予報

火山活動が静穏な状態が予想される場合に、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから、発表されます(なお、噴火警報の解除は、噴火予報として発表)。

(2) 富士山の噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分して発表する指標です。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「平常」のキーワードをつけて発表されます。富士山や箱根山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表されます。

なお、国の防災基本計画(火山災害対策編)に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施し、とるべき対策等を定めることとされています。

《富士山の噴火警戒レベル》

予報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地からの避難等が必要	大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要	小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）
	火口周辺警報	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は、地震、微動の増加等、火山活動の高まり
		2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	影響が火口付近に限定されるごく小規模な噴火の発生等
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	特になし	火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）24年8月現在の状態

(3) 降灰予報

ア 発表基準

噴煙の高さが概ね火口上3,000m以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合。

イ 発表内容

噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域。

ウ 発表時期

第1報は、噴火の概ね30～40分後に発表され、噴火の様態や継続状況等を観測して必要に応じ第2報が発表されます。その後も噴火が継続している場合は、必要に応じて発表されます。

(4) 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎週金曜日
月間火山概況	前1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

第2節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 区内の関係機関等との情報の収集・伝達体制の整備を図ります。
- (2) 発災時の円滑な情報の受伝達を行うため、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練の実施などに努めます。
- (3) 市民等に対し、被害情報、応急対策活動等の状況、生活関連情報等を提供するため、紙媒体、ICT技術（情報通信技術）及び広報番組等の複数の手段により広報等が行えるよう整備を進めます。

2 降灰への対策の推進

- (1) 防災関係機関等と連携し、区民の安全や生活、経済活動等に及ぼす影響を軽減するため、降灰対策等について検討を進めます。
- (2) 災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、降灰による道路の通行不能や停電などが発生した場合を想定した対策の検討を進めます。
- (3) 対策の推進にあたっては、地域の自主防災組織や事業所、ボランティア団体等の協力も必

要であることから、それらとのつながりを育成・強化するとともに、地域全体が相互に協力できる体制の確立を図ります。

- (4) 市及び区は、災害時要援護者への情報提供や相談対応等が適切に行えるように体制を整備するとともに、地域における声掛け等の共助の取り組みが行えるよう支援を進めます。

第3章 応急・復旧対策

火山災害に関する応急・復旧対策について、本章で定めのない事項については、第3部「区本部における応急対策」及び第4部「災害復旧と復興事業」を準用して実施します。

第1節 災害対策本部等の設置

緑区では、次の組織体制により災害応急対策等を実施します。

1 警戒体制

(1) 区警戒体制責任者

区危機管理責任者（副区長）

(2) 区警戒体制の確立基準

- ア 市警戒体制が確立されたとき（富士山の「噴火警戒レベル3」）
- イ その他、区危機管理責任者が必要と認めたとき

(3) 実施事項

- ア 気象庁や県等からの情報収集
- イ 大規模噴火に備えた人員や資機材等の確保など、応急対策実施に向けた事前の準備
- ウ 区民等への広報

(4) 廃止基準

- ア 富士山の噴火警戒レベル2～1が発表された場合
- イ 火山の噴火現象による区域内への降灰等による影響がないと認められたとき。
- ウ 区災害対策本部等の対応組織が設置されたとき。

2 区災害対策警戒本部

(1) 区警戒本部長

区危機管理責任者（副区長）

(2) 設置基準

- ア 市警戒本部が設置されたとき（富士山の「噴火警戒レベル4」）
- イ その他、区長が必要と認めたとき

(3) 設置手続

第3部第2章第3節に定めるところによる

(4) 主な実施事項

- ア 気象庁が発表する「噴火に関する火山観測報」等の災害に関する情報の収集
- イ 職員配備状況の報告と把握
- ウ 被害等の情報収集と報告
- エ 区域内の巡回警戒
- オ 区民への注意喚起等の広報
- カ その他災害応急対策を実施するうえで必要な措置

(5) 土木事務所、水道局水道事務所、資源循環局事務所及び消防署の対応

- ア 土木事務所、水道局水道事務所、資源循環局事務所及び消防署は、情報連絡担当を設置する。
- イ 土木事務所、水道局水道事務所、資源循環局事務所及び消防署等は、所管する局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。

(6) 廃止基準

- ア 富士山の噴火警戒レベル3～1が発表され、特に被害等がない場合
- イ 火山の噴火現象による区域内への新たな被害等が発生するおそれが解消したと認められるとき
- ウ 区災害対策本部が設置されたとき

(7) 区警戒本部の事務分掌

区警戒 本部長	担当別任務分担	
区 危 機 管 理 責 任 者 (副 区 長)	区警戒副本部長（総務課長） <ul style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長の補佐に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 情報連絡責任者（総務課長兼務） <ul style="list-style-type: none"> 1 災害情報の統括に関すること。 2 市警戒本部等との連絡、調整に関すること。 3 区警戒本部長命令の伝達に関すること。 	
	庶務担当 <ul style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・会議等の運営 ・その他 2 職員の配備・動員の伝達に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 車両等資機材の確保や配置等に関すること。 5 避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急））の発令及び実施に関すること。 6 避難場所（福祉避難所等を含む。）の開設及び運営に関すること。 7 区内関係機関への応援要請等に関すること。 8 他の担当の所管に属さないこと。 	
	情報収集担当 <ul style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集伝達に関すること。 2 気象情報、噴火警報及 	調査担当 <ul style="list-style-type: none"> 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関すること。 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関する

	び噴火予報等の受伝達に関すること。	ること。
	3 避難情報等の集約や伝達に関すること。	3 避難情報等の調査に関すること。
	4 住民情報の受付に関すること。	土木事務所、水道局水道事務所及び資源循環局事務所
5 その他情報の集約に関すること。	1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。	
6 通信機器の点検及び確保に関すること。	2 被害情報・活動情報等	
健康対策担当（福祉保健センター）		消防署
1 火山灰による健康被害についての相談に関すること。		1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。
2 火山灰の健康被害対策等の周知・広報に関すること。		2 区警戒本部事務局への初期情報の提供に関すること。
		3 被害情報・活動情報等

3 区災害対策本部

(1) 区長は、次のとおり区役所に区災害対策本部を設置します。

ア 設置基準

- (ア) 市本部が設置されたとき
- (イ) 区域に多量の火山灰の降灰が予測されたとき、又は、多量の降灰が認められたとき
- (ウ) その他、区長が必要と認めたとき

イ 廃止基準

区本部長は、次の場合に区本部を廃止することができる。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間にあつては、あらかじめ、市本部長の承認を得なければならない。

- (ア) 富士山の「噴火警戒レベル4（避難準備）」以下が発表され、又は、他の火山において噴火現象が終息した場合で、区域において新たな被害が発生するおそれが解消したと認められ、かつ、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき
- (イ) その他、区警戒本部等に縮小することが適切であると認められるとき

(2) 区本部の組織及び事務分掌

次の事項のほか、第3部第2章第4節に準ずることとします。

情報班	1 気象情報、噴火警報及び噴火予報等の受伝達に関すること
衛生班	1 火山灰による健康被害についての相談に関すること 2 火山灰の健康被害対策等の周知・広報に関すること

4 職員の配備・動員

次の事項のほか、第3部第4章に定めるところによることとします。

(1) 配備体制

火山災害発生時の配備基準は、区警戒本部にあつては、1又は2号配備、区本部にあつては、3号配備を目安とします。

(2) 通常業務の継続

原則として、窓口業務は可能な限り継続し、市民生活に過度の制限をかけないように留意します。

第2節 庁舎等の保全・機能確保

1 庁舎等

降灰が予測された場合は、直ちに、窓を閉める、出入口を限定する、全館空調換気システム（セントラル空調）等を運転停止し、吸排気口を保護するなど、火山灰の建物内への侵入防止措置を実施する。また、停電に備え、非常用電源の確保、非常用発動発電機への火山灰侵入防止措置などについても実施します。

2 車両

降灰が予測された場合、不要不急の車両の使用を控え、運行中であれば、速やかに帰庁し、可能な限り地下駐車場などの屋内への移動を実施します。また、必要に応じ、吸気への火山灰侵入防止措置などについても実施します。

第3節 被害情報等の受伝達

降灰による被害に対し、円滑に災害応急対策を実施するためには、降灰やその被害等の状況を的確かつ迅速に把握することが必要です。そのため、情報受伝達体制及び被害情報等の把握の要領については、次のとおりとします。

1 報告事項

降灰に関する調査報告にあたっては、次の事項を基本とし、調査地点は降雪時と同様（庁舎内庭土部分）とします。

なお、報告にあたっては、可能な範囲で写真等の添付についても配慮します。

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
- (2) 降灰の程度(層厚等)
- (3) 被害等の状況
- (4) 降灰時間
- (5) 構成粒子の大きさ・特徴等

2 報告要領

区本部は、市内の降灰等の状況について、危機管理システム等により、市本部等に報告します。

3 被害情報等の受伝達

(1) 災害情報の受伝達

区長(区本部長)は、土木事務所地区隊や消防地区本部、市民、警察署等から災害情報の通報を受けたときは、災害情報を記録のうえ、避難・救助等につながる情報は随時ホットラインで市長(市本部長)に報告します。

(2) 被害情報の受伝達

ア 危機管理システムへの入力

被害情報の報告にあたっては、危機管理システムの「被害情報」、「被害速報」入力によ

り行います。

なお、被害の状況が明確でない場合であっても、把握した内容を迅速に入力します。

イ 危機管理システム障害時の報告

危機管理システムに障害があったときは、「被害速報様式」により区内の被害情報を速報するとともに、各種報告様式により無線ファクシミリ又は有線ファクシミリで報告します。

第4節 避難

市及び区は、大量の降灰により、建物等の倒壊、土石流、河川の氾濫等の危険性があると判断した場合は、第5部第1章に定めるとおり、直ちに、警戒区域の設定、避難勧告・指示の発令等の避難に関する措置を実施します。

特に、避難等の判断にあたっては、層厚30cm以上の降灰で降雨があった場合は、木造建物が全壊するおそれがあることや、10cm以上で土石流が発生するおそれがあることなどに留意します。

第5節 救援・救護・市民生活の安定

1 宅地等の降灰対策

宅地等における降灰の除去、障害の軽減については、原則として、それぞれを所有、管理等を行う者が実施します。

- (1) 宅地等の降灰については、住民自らその除去を行い、除去した降灰は、市が指定する「宅地内降灰指定置場」に集積し、市又は収集請負業者等がこれを収集します。
- (2) 除灰作業に当たっては、道路の側溝等の詰まりを防ぐため、火山灰を側溝等に流さないよう留意します。

2 健康被害への対策

(1) 健康被害対策の基本

次の事項について、市民等に対し広報を実施します。

- ア マスク（マスクがない場合は、濡らしたハンカチ等）とゴーグル（ゴーグルがない場合は普通の眼鏡）を着用し、眼と呼吸器を保護すること。
- イ 外出をなるべく控え、帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行うこと。
- ウ 火山灰が、眼に入った場合は、決してこすらず、流水で洗い流すこと。また、降灰時は、コンタクトレンズの装用を控えること。
- エ 特に、呼吸器系の基礎疾患がある人は、気管支炎等の症状悪化の恐れがあるため、外出を極力控えること。

(2) 除灰作業従事者等の保護

市職員及び事業者等で、除灰作業に従事する者は、火山灰に長時間暴露することとなるため、作業中はマスク等の保護具を着用する。また、作業の責任者は、交代要員の確保についても配慮することとします。

第6節 火山灰の収集及び処分等

1 火山灰の収集及び運搬

- (1) 火山灰の収集、市が指定する集積場所等までの運搬は、原則として、土地の所有者又は管理者が行うものとします。

なお、集積場所等への運搬開始の時期については、市が道路除灰状況等を勘案し指示することとします。

- (2) 市は、収集した火山灰を一時的に保管するため、市、国、県等が所有する遊休地、公園等の土地を関係者等と調整し、仮置き場として確保することとします。

なお、仮置き場の選定に当たっては、市域の降灰状況等を勘案し、効率的な除灰及び運搬ができるよう指定し、必要に応じて、1次、2次仮置き場の指定についても配慮します。

- (3) 宅地の降灰については、市が指定する「宅地内降灰指定置場」に集積し、集積された火山灰の仮置き場までの運搬については、市又は収集請負業者等が行うものとします。

- (4) 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとします。

- (5) 宅地以外に降った火山灰については、市が指定する仮置き場等に集積することとし、その運搬は各施設等の管理者が行うものとします。

2 火山灰の処分・最終処分場の確保

- (1) 火山灰の処分方法については、関係機関との検討などを踏まえ、今後詳細に定めます。

- (2) 市は、処分場について、市内での選定を行うとともに、広域的な処分についても、国や県との協議を進めていくものとします。

- (3) 火山灰の海洋投棄については、必要な法整備を行うよう、市は国に働きかけていくこととします。

緑区防災計画 風水害対策編

編集・発行 緑区役所

発行年月日 令和3年3月

〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地

電 話 930-2208【代表】

F A X 930-2209

資料編

資料編 目次

資料 1	緑区地域防災拠点・デジタル移動無線拠点番号一覧	1
資料 2	緑区地域防災拠点 備蓄物資一覧	3
資料 3	緑区帰宅困難者一時滞在施設一覧	4
資料 4	緑区給水場所・給水施設一覧	5
資料 5	緑区広域避難場所一覧	6
資料 6	緑区災害対策連絡協議会構成団体一覧	7
資料 7	緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則	8
資料 8	緑区福祉避難所一覧	9
資料 9	主な防災関係機関一覧	10
資料 10	緑区災害時施設利用計画	11
資料 11	緑消防署配置消防車両一覧	12
資料 12	緑消防団保有資機材等一覧	13

1. 緑区地域防災拠点等・デジタル防災無線拠点番号一覧

No.	拠点	所在地	電話番号	デジタル防災無線番号	対象自治会
1	東本郷小学校	東本郷 5-40-1	472-5766	14100764	東本郷第二団地自治会、東本郷第一団地みどり自治会、東本郷第一団地むつみ自治会、東本郷三菱自治会、東本郷自治会、スタンレーヒルズ横浜小机自治会、ヒルズ横浜ガーデンホームズ自治会、ビックヴァンパークヒルズ小机自治会、東本郷桜自治会
2	東鴨居中学校	鴨居 3-39-1	931-7398	14100772	鴨居第二地区自治会、鴨居第三地区自治会、東本郷日鋼自治会、東本郷ばらの会自治会、東本郷第三自治会
3	鴨居小学校	鴨居 4-7-15	931-2062	14122757	鴨居第一地区自治会、鴨居第四地区自治会
4	緑小学校	鴨居 5-19-1	932-6262	14100767	鴨居第五地区自治会、鴨居第六地区自治会、鴨居第七地区自治会、鴨居第八地区自治会
5	鴨居中学校	鴨居 5-12-35	934-3871	14122750	白山自治会、白山住宅自治会、白山緑自治会、ハイラーク横浜白山自治会、シティ 194 自治会、エンゼルハイム自治会、鴨居ガーデンズ自治会、ローヤルシティ鴨居六番館自治会、ローヤルシティ鴨居七番館自治会、クリオレジダンス鴨居自治会
6	竹山小学校	竹山 3-1-16	932-6394	14100762	竹山一丁目自治会、竹山二丁目自治会、竹山三丁目自治会、竹山四丁目自治会、竹山みなみ自治会、サザンヒルズ竹山自治会
7	上山小学校	上山 2-5-1	933-5501	14100765	上山自治会
8	中山中学校	寺山町 653-21	931-2108	14100751	寺山町自治会
9	中山小学校	中山 4-16-1	931-8660	14100771	中山自治会
10	森の台小学校	森の台 13-1	931-2047	14100759	台村・森の台自治会、中山駅前ハイツ自治会、中山パーク・ホームズ自治会、シャルマン・リバーサイド自治会、森の台ランド自治会
11	山下小学校	北八朔町 1865-3	931-2219	14100756	青砥町自治会、谷津田原ハイツ自治会、谷津田原住宅自治会、小山町自治会、北八朔自治会、谷津田原中央自治会、谷津田原第二自治会、青砥団地自治会、パークシティ横浜中山自治会
12	山下みどり台小学校	北八朔町 2031-3	937-0947	14100754	西八朔町自治会、みどり台自治会、北八朔上自治会、北八朔住宅自治会
13	三保小学校	三保町 1867	931-1026	14100755	三保町自治会、三保グリーンハイツ自治会、三保杉沢自治会、宮根団地自治会、武蔵中山台自治会、県営ハイム三保自治会、三保みどり台住宅自治会、フォレストヒルズ三保自治会、リーベスト中山自治会、プライドポイント中山自治会
14	新治小学校	新治町 768	931-2061	14100758	新治町自治会
15	十日市場小学校	十日市場町 1392-1	981-0420	14100761	十日市場町自治会、後谷自治会

No.	拠点	所在地	電話番号	デジタル移動 無線番号	対象自治会
16	十日市場 中学校	十日市場町 1501-42	981-0360	14100752	十日市場第二住宅自治会、十日市場ヒルタウン第一自治会、十日市場ヒルタウン第二自治会、十日市場ヒルタウン第三自治会、十日市場ヒルタウン第四自治会、十日市場ヒルタウン第五自治会、十日市場ヒルタウン第六自治会、十日市場ヒルタウン第七自治会、十日市場ヒルタウン第八自治会、十日市場ヒルタウン第九自治会
17	霧が丘学園 (小学部)	霧が丘 4-3	921-8002	14100768	霧が丘一丁目自治会、霧が丘四丁目自治会、霧が丘グリーンタウン第三自治会、霧が丘グリーンタウン第四自治会
18	霧の里	霧が丘 3-23	—	14100769	霧が丘二丁目自治会、霧が丘三丁目自治会、霧が丘五丁目自治会、霧が丘六丁目自治会、霧が丘グリーンタウン第一自治会、霧が丘グリーンタウン第二自治会、霧が丘センター自治会、霧が丘三丁目 22 街区自治会、霧が丘 24 街区自治会
19	いぶき野 小学校	いぶき野 14-1	985-4701	14100770	御前田自治会の一部、下長津田自治会、県営長津田団地自治会、上の原グリーンハイツ自治会、プリマシティ自治会、サングレイス長津田 SUN 自治会
20	長津田小学校	長津田町 2330	981-0155	14100760	岡部谷戸自治会、長津田辻自治会、中村自治会、御前田西自治会、御幸通り自治会の一部、南長津田団地自治会、ライオンズマンション長津田第三自治会、パークスクエア長津田フェスタコーリーナ自治会、長津田台自治会、御前田自治会の一部、サンクタシティ長津田みなみ台レジデンス自治会、サンクタシティ長津田みなみ台カーサ自治会
21	長津田第二 小学校	長津田町 2469-3	984-3620	14100763	長津田東向地自治会、東向地団地自治会、長津田緑自治会
22	田奈中学校	長津田 2-24-1	981-3101	14100753	御幸通り自治会の一部、長津田杉山原自治会、あざみ自治会、長津田団地自治会、長津田ニュータウン自治会、あさやま自治会、長津田スカイハイツ自治会、ライム長津田自治会、ウォルトンズコート長津田自治会、グランシーナ田園都市自治会、長津田マーケットタウン自治会
23	緑区役所	寺山町 118	930-2208	14100022	
24	ハーモニー みどり	中山 2-1-1		14100773	14100156 (携帯型)
25	緑土木事務所	十日市場町 876-13	981-2100	14100146	

2. 緑区地域防災拠点 備蓄物資一覧

区分	品目		数量	備考
食料・水	主食系	クラッカー	1,000 食	
		缶入り保存パン	1,000 食	
	おかゆ	460 食	高齢者及び乳幼児用	
	スープ	220 食	高齢者用	
	粉ミルク・ほ乳瓶	20 セット	乳児1人あたり1セット(3日分)	
	水缶詰	2,000 缶		
生活用品		高齢者用紙おむつ	210 枚	
		乳幼児用紙おむつ・紙パンツ	1,350 枚	
		生理用品	425 個	
		トイレットペーパー	192 巻	
		移動式炊飯器/ガスかまどセット	1 台	小学校…移動式炊飯器 中学校…ガスかまどセット
		毛布	240 枚	
		アルミブランケット	240 枚	
		組立式仮設トイレ	2 基	災害時下水直結式仮設トイレ(12拠点)
		簡易トイレ便座	6 基	
		トイレパック	5,000 セット	避難者の5回分
		簡易式テント	2 基	着替えや授乳スペースの確保のため
		LEDランタン	80 台	停電時の照明用
	救護用品		ラジオ	2 台
		デジタル移動無線延長コード	1 セット	情報受伝達を円滑にするため
		トランシーバー	2 台	地域防災拠点内での連絡調整用
		リヤカー	2 台	
		グランドシート	10 枚	
救助用品		給水用水槽	1 個	
		松葉杖	5 組	
		保温用シート	150 枚	
		発電機	6 台	ガソリン式発電機3台 ガス式発電機3台 (計6台)
		投光機	5 台	
		エンジンカッター	2 台	皮手袋、防塵メガネがセット
		レスキュージャッキ	1 台	または油圧ジャッキ
		掛け矢	2 個	
		担架	10 本	
		ポール(応急担架用)	10 本	
		金属梯子	1 本	
	ハンドマイク	2 個		
	ヘルメット	10 個		
	つるはし、大ハンマー、スコップ、ロープ、大バール、ワイヤーカッター、大なた、のこぎり、てこ棒	各5本		
他		ビブス(青/橙)	各10枚	運営委員会用(橙)、ライセンスリーダー用(青)
		多言語表示シート	1セット	

3. 緑区帰宅困難者一時滞在施設一覧

施設名称	最寄駅	施設分類	所在地	電話番号
1 長津田地区センター	長津田	地区センター	長津田町 2327	983-4445
2 十日市場地区センター	十日市場	地区センター	十日市場町 808-3	981-9573
3 白山地区センター	鴨居	地区センター	白山 1-2-1	935-0326
4 中山地区センター	中山	地区センター	中山 2-1-1	935-1982
5 十日市場スポーツ会館	十日市場	協定締結施設	十日市場町 1633	983-9490
6 学校法人森村学園	長津田	協定締結施設	長津田町 2695	984-2505
7 宗教法人大林寺	長津田	協定締結施設	長津田 6-6-24	981-0156
8 緑区民文化センター	長津田	協定締結施設	長津田 2-1-3	986-2441
9 創価学会緑文化会館	中山	協定締結施設	中山 4-27-1	929-6411

4. 緑区給水場所・給水施設一覧

(1) 配水池

施設名	所在地	有効貯水量(m ³)	地震時確保見込水量(m ³)
三保配水池	三保町 384	30,000	6,000

(2) 災害用地下給水タンク（有効貯水量 60 m³）

No.	拠点	拠点所在地
1	東本郷小学校	東本郷 5-40-1
2	鴨居中学校	鴨居 5-12-35
3	中山中学校	寺山町 653-21
4	山下小学校	北八朔町 1865-3
5	三保小学校	三保町 1867
6	十日市場中学校	十日市場町 1501-42
7	いぶき野小学校	いぶき野 14-1
8	長津田第二小学校	長津田町 2469-3

(3) 緊急給水栓

No.	施設名	所在地
1	いぶき野小学校	いぶき野 14-1
2	上山小学校	上山 2-5-1
3	東鴨居中学校	鴨居 3-39-1
4	鴨居中学校	鴨居 5-12-35
5	山下小学校	北八朔町 1865-3
6	霧が丘学園 (中学部)	霧が丘 4-4
7	前霧が丘第一小学校	霧が丘 6-13
8	竹山中公園	竹山 3-1
9	緑区役所	寺山町 118
10	中山谷第二公園	十日市場町 1865-176
11	田奈中学校	長津田 2-24-1
12	長津田小学校	長津田町 2330
13	中山小学校	中山 4-16-1
14	新治小学校	新治町 768
15	東本郷小学校	東本郷 5-40-1
16	県営ハイム三保	三保町 2570

5. 緑区広域避難場所一覧

No.	広域避難場所名	総面積(m ²)	収容定員(人)
1	南長津田団地及び森村学園一帯	168,400	104,610
2	昭和大学運動場一帯及び新治里山公園	191,500	111,613
3	山下小学校一帯	18,400	11,805
4	神奈川大学グラウンド及び四季の森公園	444,000	310,835
5	竹山団地	359,000	238,450
6	東洋英和女学院一帯	387,200	255,784
7	横浜商科大学一帯	33,300	26,645
8	玄海田公園一帯	173,500	141,270
9	北八朔公園	104,400	82,006

6. 緑区災害対策連絡協議会構成団体一覧

No.	団 体 名
1	緑区連合自治会長会
2	緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会
3	緑警察署
4	緑消防署
5	緑区学校・家庭・地域連携事業推進協議会
6	緑防犯協会
7	(福) 緑区社会福祉協議会
8	緑区民生委員児童委員協議会
9	緑区医師会
10	緑区歯科医師会
11	緑区薬剤師会
12	緑区保健活動推進員会
13	緑消防団
14	緑交通安全協会
15	緑区小学校長会
16	緑区中学校長会
17	緑区PTA連絡協議会
18	(一社) 横浜建設業協会緑区会
19	横浜農業協同組合
20	(一社) 横浜北工業会
21	緑区商店街連合会
22	緑火災予防協会
23	アマチュア無線非常通信協力会緑区支部
24	郵便局会社緑郵便局
25	東京電力パワーグリッド(株)
26	東京ガス(株)
27	東日本旅客鉄道(株)
28	東急電鉄(株)
29	横浜市交通局 センター北管区
30	東日本電信電話(株) 神奈川事業部災害対策室
31	横浜交通開発(株)
32	東急バス(株)
33	神奈川中央交通株式会社 中山営業所
34	緑区役所
35	緑土木事務所
36	横浜市水道局青葉水道事務所
37	横浜市資源循環局緑事務所

7. 緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

《緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則》

(目的)

第1条 緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会(以下「協議会」という。)は、緑区内の地域防災拠点運営委員会(以下「運営委員会」という。)相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、緑区内の防災力の向上に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (2) 運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、運営委員会の委員長又は委員長の指名する者及び区行政関係者をもって組織する。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

会長 1名
副会長 2名
監事 1名

- 2 役員は、構成員の互選によって定める。
- 3 役員の任期は、次年度の、予算を協議する会議までとする。ただし再任を妨げない。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、会長に代わって協議会を統括する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。

(経費)

第7条 協議会の経費は、横浜市からの助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、緑区総務部総務課に置く。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成8年8月8日から施行する。

8. 緑区福祉避難所一覧

	施設名	施設種別	所在地	電話番号
1	慶星閣	特別養護老人ホーム	三保町 2590	934-7101
2	ふじ寿か園	特別養護老人ホーム	西八朔町 773-2	931-7141
3	メゾン・エルト	特別養護老人ホーム	鴨居 7-19-1	935-6471
4	ピコ三保	特別養護老人ホーム	三保町 350	924-2223
5	しょうじゅの里三保	特別養護老人ホーム	三保町 171-1	921-0013
6	フォーシーズンズ・ウイコもれび	特別養護老人ホーム	三保町 881-2	938-0770
7	緑ほのぼの荘	老人福祉センター	十日市場町 825-1	985-6323
8	十日市場地域ケアプラザ	地域ケアプラザ		985-6321
9	長津田地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	長津田 2-11-2	981-7755
10	霧が丘地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	霧が丘 3-23	920-0666
11	中山地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	中山 2-1-1	935-5694
12	鴨居地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	鴨居 5-29-8	930-1122
13	東本郷地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	東本郷 5-5-6	471-0661
14	愛	障害者（児）関連施設	北八朔町 1777-6	931-9595
15	みどりの家	障害者（児）関連施設	青砥町 220-1	937-6071
16	みどり福祉ホーム	障害者（児）関連施設	十日市場町 808-3	984-7878
17	あおぞら	障害者（児）関連施設	中山 3-16-1	929-2566
18	緑区生活支援センター	障害者（児）関連施設	中山 3-16-1	929-2800
19	横浜ナーシングビレッジ	特別養護老人ホーム	白山 4-74-3	511-7788
20	北八朔	特別養護老人ホーム	北八朔町 1813-1	929-6001
21	ライフプラザ新緑	介護老人保健施設	長津田町 5708	924-2200
22	葵の園・ヨコハマ	介護老人保健施設	三保町 1182	930-3711
23	よさこいホーム	特別養護老人ホーム	北八朔町 1368-1	932-4351
24	つたのは学園	障害者（児）関連施設	長津田町 2327	983-4308
25	中山みどり園	障害者（児）関連施設	中山 2-2-3	931-8611
26	神奈川県立みどり養護学校	養護学校	東本郷 5-18-1	471-7941

9. 主な防災関係機関一覧

種 別	名 称	電話番号
行政機関	緑区役所総務課	930-2208
	緑福祉保健センター	930-2323
	緑土木事務所	981-2100
	緑消防署	932-0119
	緑消防署十日市場消防出張所	984-0119
	緑消防署長津田消防出張所	981-0119
	緑消防署鴨居消防出張所	933-0119
	緑消防署白山消防出張所	935-0119
	緑警察署	932-0110
	資源循環局緑事務所	983-7611
水・電気・ガス	水道局青葉水道事務所	847-6262
	東京電力パワーグリッド(株)コンタクトセンター	0120-995-007
	東京ガス(株)お客様センター	0570-002211
建物・がけ	建築局建築防災課	671-2948
公共交通機関	JR 東日本お問い合わせセンター	050-2016-1600
	東急お客さまセンター	03-3477-0109
	市営バス・市営地下鉄 横浜市コールセンター	664-2525
	神奈川中央交通株式会社 中山営業所	444-8666
	東急バスお客さまセンター	03-6412-0190
	相鉄お客様センター	319-2111

10. 緑区災害時施設利用計画

区 分	施設名
災害対策本部	緑区役所
災害対策本部代替施設	ハーモニーみどり（全館）
地域防災拠点	緑区内市立小学校 15 拠点 緑区内市立中学校 5 拠点 緑区内義務教育学校 1 拠点 霧の里 1 拠点
緑区物資集配拠点	霧が丘学園（中学部）
緑区災害ボランティアセンター	ハーモニーみどり（緑区社会福祉協議会）
緑区災害ボランティアセンター代替施設	緑区市民活動支援センター（みどりーむ）
遺体安置所	緑スポーツセンター
福祉避難所（26 箇所）	緑区内地域ケアプラザ 6 箇所 特別養護老人ホーム 9 箇所 その他社会福祉施設 10 箇所 県立養護学校 1 箇所
広域応援活動拠点 （自衛隊、警察部隊、緊急消防援助隊等の活動拠点）	県立霧が丘高校 県立白山高校
補完施設 （あらかじめ用途を特定せずに柔軟に活用する施設）	緑区内地区センター 4 箇所、十日市場スポーツ会館及び緑区民文化センター 緑スポーツセンター（必要に応じ遺体安置所に指定）
帰宅困難者一時滞在施設	大林寺、森村学園、創価学会緑文化会館

11. 緑消防署配置消防車両一覧

2021年1月現在

署所名	隊数	隊名
緑消防署（本署）	9 隊	緑指揮隊 緑第1消防隊（水槽車） 緑第2消防隊（水槽車） 緑ミニ消防隊（軽自動車） 緑はしご消防隊 緑救急隊 緑消防機動二輪隊（バイク） 非常用消防隊（水槽車） 非常用救急車
十日市場消防出張所	4 隊	十日市場特別救助隊（救助工作車） 十日市場空気ボンベ搬送隊 十日市場消防機動二輪隊（バイク） 非常用消防隊（救助工作車）
長津田消防出張所	5 隊	長津田消防隊（水槽車） 長津田ミニ消防隊 長津田救急隊 長津田消防機動二輪隊（バイク）
鴨居消防出張所	5 隊	鴨居消防隊（水槽車） 鴨居排除工作隊 鴨居救急隊 鴨居消防機動二輪隊（バイク） 非常用消防隊（水槽車）
白山消防出張所	3 隊	白山消防隊（水槽車） 白山救急隊 白山消防機動二輪隊（バイク）

12. 緑消防団保有資機材等一覧

2021年1月現在

区分	定数	実数	男性 団員実数	女性 団員実数	班 数	消 防 自 動 車	可 搬 式 ポ ン プ	小型ポンプ 積載車			発 動 発 電 機	消 防 系 デ ジ タ ル 受 令 機	簡 易 デ ジ タ ル 無 線 機	署 系 無 線 機	器 具 置 場	人 命 救 助 用 資 機 材 ※ 1	災 害 活 動 器 具 ※ 2	拡 声 器
								普 通 車	軽 自 動 車	計								
団本部	7	7	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	1
第一分団	96	85	72	13	5	0	7	5	0	5	6	5	11	14	5	5	5	20
第二分団	93	79	67	12	5	0	8	5	0	5	6	5	11	14	6	6	6	20
第三分団	74	78	64	14	4	0	7	4	0	4	4	4	9	12	4	4	4	16
第四分団	100	105	91	14	4	0	5	4	0	4	4	4	9	12	4	4	4	16
合計	370	354	300	54	18	0	27	18	0	18	20	18	41	55	19	19	19	73

※1 人命救助用資機材内訳（チェーンソー、油圧ジャッキ）

※2 災害活動器具（万能破壊器具5本、ハンマー2本、のこぎり5本、スコップ6本、ヘッドランプ10個、平担架1台）

団本部（緑区中山 4-36-19 緑消防署内）		
第一分団 （緑区鴨居 1-3-21 緑消防署鴨居消防出張所内）	第1班	東本郷町、東本郷 1～6丁目
	第2班	鴨居町、鴨居 1～7丁目、竹山 1～4丁目
	第3班	白山 1～4丁目
	第4班	上山 1～3丁目
	第5班	中山 1～6丁目
第二分団 （緑区十日市場 816 - 7 緑消防署十日市場消防出張所内）	第1班	寺山町
	第2班	台村町、森の台
	第3班	三保町
	第4班	新治町
	第5班	十日市場町、霧が丘 1～6丁目、長津田みなみ台 6丁目の一部、長津田みなみ台 7丁目
第三分団 （緑区北八朔町 1777-1 山下地域交流センター内）	第1班	北八朔町
	第2班	青砥町
	第3班	小山町
	第4班	西八朔町
第四分団 （緑区长津田 2-10-4 緑消防署長津田消防出張所内）	第1班	長津田町（岡部谷戸）、長津田みなみ台 2丁目
	第2班	長津田町（御前田）、長津田 6丁目～7丁目、長津田みなみ台 1丁目、長津田みなみ台 3丁目～4丁目、5丁目の一部および6丁目の一部
	第3班	長津田町（東向地）、長津田 1丁目の一部、長津田 2～5丁目
	第4班	長津田町の一部、長津田 1丁目の一部、長津田みなみ台 5丁目の一部、いぶき野